

# 【公開版】

2022 濃計発第 6 号

2022 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

本書の記載事項のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

## 1. 変更の内容

令和3年9月22日付け原規規発第2109221号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 加工施設保安規定新旧対照表

## 2. 変更の理由

平成29年5月17日付け原規規発第1705174号をもって許可を受けた加工の事業変更の許可（以下「事業変更許可」という。）を踏まえた新規制基準に係る保安規定は、設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）、工事が必要であることから、保安規定の申請範囲を2分割して申請することとし、第1段階の保安規定については、設工認、工事を必要としない事項を反映し令和2年3月13日付け原規規発第2003138号をもって認可を受けている。

これまで認可された設工認\*を踏まえ第2段階の保安規定では、事業変更許可のうち新型遠心機更新、B ウラン濃縮廃棄物建屋増設及びRE-1 設備廃棄物化を除く新規制基準へ適合させるための追加安全対策、設備更新等を申請範囲とし、第1段階の保安規定での未反映事項を保安規定に反映する。併せて、品質・保安会議に係る事項の変更、当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更及び記載の適正化を行う。

なお、新型遠心機更新、B ウラン濃縮廃棄物建屋増設及びRE-1 設備廃棄物化については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。

\*：認可された設工認

- ・新規制基準への適合に係る設工認（第1回申請）（令和元年10月11日付け原規規発第1910112号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第2回申請）（令和元年12月26日付け原規規発第1912261号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第3回申請）（令和2年3月26日付け原規規発第2003265号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第4回申請）（令和3年7月26日付け原規規発第2107268号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第5回申請）（令和4年2月4日付け原規規発第2202048号にて認可）

### （1）事業変更許可及び設工認に係る事項の変更

#### a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた設備変更に伴う規定の変更

- ①濃縮度管理インターロックの改造に伴い、新型遠心機運転時のカスケード

設備の運転条件に係る事項を削除するため、保安規定第 23 条（臨界安全管理）及び第 29 条（異常時の措置）の変更を行う。

②均質槽防護カバーの新設に伴い、液化中の均質槽周りをシートで囲う等の措置に係る事項を削除するため、保安規定第 25 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）の変更を行う。

③C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の撤去に伴い、当該保管廃棄場所に係る事項を削除するため、第 44 条（放射性固体廃棄物）及び別表 16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）の変更を行う。

④モニタエリアのレイアウト変更に伴い、第 1 種管理区域に係る事項を変更するため、保安規定別図 2（1/3）（ウラン濃縮建屋 1 階 管理区域図）の変更を行う。

⑤設備の新設等に伴い、施設の管理、点検、工事等及び巡視点検を行う設備・放射線測定器類の追加及び追加した設備・放射線測定器類の所掌の明確化並びに保安上特に管理を必要とする設備を変更するため、保安規定別表 1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）、別表 3（巡視点検を行う設備等）、別表 5（保安上特に管理を必要とする設備）及び別表 28（放射線測定器類）の変更を行う。

⑥スクラバ付きドラフトチェンバ等の更新に伴い、分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項を変更するため、保安規定別表 4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）及び別表 9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）の変更を行う。

⑦遠隔消火設備の新設に伴い、当該設備の使用方法に係る事項を追加するため、保安規定添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。

⑧貯水槽の新設に伴い、当該設備を重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等として追加するため、保安規定添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。

b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更

①自衛消防隊を濃縮・埋設事務所に常駐する体制とするため、保安規定第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）、別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等）及び添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。

②分析室のフード等における作業管理を追加するため、保安規定第 24 条（漏えい管理）の変更を行う。

③UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用を変更するため、第 31 条（核燃料物質等の受入れ、払出し）、第 32 条（核燃料物質の取扱い）及び第 35 条（空シリンダの管理）の変更を行う。

- ④付着ウラン回収容器の貯蔵場所に A 及び B ウラン貯蔵室を追加するため、保安規定第 33 条（核燃料物質の貯蔵）、第 35 条（空シリンダの管理）及び別表 14（最大貯蔵数量）の変更を行う。
- ⑤使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所を B ウラン濃縮廃棄物室に変更するため、保安規定第 44 条（放射性固体廃棄物）、第 45 条（スラッジ）及び別表 16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）の変更を行う。
- ⑥火災及び自然災害等発生時の体制の整備に積雪、化学物質の放出、台風等の事象の追加及びこれ以外の事象においても核燃料物質の取扱い操作停止等の必要な措置を追加するため、保安規定添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。
- ⑦重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等の追加及び保有数、保管場所の明確化のため、保安規定添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。

## （2）品質・保安会議に係る事項の変更

### a. 品質・保安会議議長の変更

役員の仕事分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

### b. 加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、明確化するため、保安規定第 8 条（職務）及び第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

## （3）当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更

### a. 火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置の判断者の明確化

火災及び自然災害等発生時の体制の整備におけるカスケード設備の UF<sub>6</sub>排気等の措置の判断者を明確化するため、保安規定第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）及び第 21 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備）

### b. 排気中の放射性物質濃度等の表示の追加

排気中の放射性物質濃度、周辺監視区域境界付近の線量当量等を表示することを追加するため、保安規定第 51 条（放射性気体廃棄物）及び第 65 条（線量当量等の測定）の変更を行う。

### c. 通信連絡手順の整備の追加

設計基準事故等発生時に用いる通信連絡手順の整備を追加するため、保安規定第 77 条の 2（通信連絡手順の整備）を新たに追加する。

## （4）記載の適正化

以下の記載の適正化を行う。

### a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた記載の適正化

### b. 当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化

### c. その他記載の適正化

### 3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 本規定施行の際、第8条（職務）第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定及び第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、使用前検査又は使用前事業者検査の対象となる各設備に係る規定については、工事や運用上の制約がない規定を除き加工施設に係る使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用し、それまでの間は従前の例による。ただし、「別添 加工施設保安規定新旧対照表」の附則第3項に示す規定については、使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用するまでは「別添 加工施設保安規定新旧対照表」の附則第3項に示す別紙による。

以 上

現行					変更後					変更理由
(品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					(品質マネジメントシステム計画) 第6条 (略)  表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
(略)					(略)					
7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ 第30条	7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ <u>第21条、 第22条～</u> 第30条	
	<u>火災防護活動のための体制の整備、 自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備</u>		事業部長	<u>第71条、 第72条</u>			<u>火災防護計画</u>	事業部長	<u>第21条の2</u>	
	<u>自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備、 重大事故に至るおそれがある事故及 び大規模損壊発生時における加工施 設の保全活動を行うための体制の整 備、非常時の措置</u>						加工施設 異常事象対策 要領	事業部長	<u>加工施設 異常事象対策 要領</u>	
(略)					(略)					
(略)					(略)					
(略)					(略)					
(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐 (事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。) <u>及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要</u>					(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) (略)  (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐 (事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。) <u>品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに</u>					・品質・保安会議に係る変更 (役員等への安全教育に

加工施設保安規定新旧対照表（ 2 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 13 号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>(10) 濃縮保全部長は、保安全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保安全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p>② <u>加工施設で火災が発生した場合における</u>消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災<u>防護活動</u>（以下「<u>火災防護活動</u>」という。）のための体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、<u>外部火災</u>、火山（降灰）<u>等</u>の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行う<u>ための</u>体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行う<u>ための</u>体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保安全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保安全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。</p>	<p>に、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長 <u>(以下「工場長」という。)</u>は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p>② 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災<u>が発生した場合</u>（以下「<u>火災発生時</u>」という。）<u>における加工施設の保全のための活動を行う</u>体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、<u>溢水、積雪、化学物質の放出、台風等</u>の自然災害<u>等</u>が発生した場合 <u>(以下「自然災害等発生時」という。)</u>における加工施設の保全<u>のための</u>活動を行う体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）<u>が発生した場合</u>（以下「<u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時</u>」という。）における加工施設の保全<u>のための</u>活動を行う体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>⑦ <u>加工施設の定期的な評価</u></p> <p>(14)～(22) (略)</p>	<p>係る教育の実施責任者の明確化)</p> <p>・記載の適正化（その他記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 3 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の<u>保守</u>を担当する課長（以下「保守担当課長」という。）は、施設の<u>保守</u>に係る業務を行う。</p>	<p>(23) 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の<u>点検、工事等</u>を担当する課長（以下「保守担当課長」という。）は、施設の<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長（安全担当）</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p><u>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・品質・保安会議に係る変更（品質・保安会議議長の変更）</p> <p>・品質・保安会議に係る変更（役員等への安全教育に係る教育の実施責任者の明確化）</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 17 条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の<u>対応内容</u>に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項に基づき手順書を制定するに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 17 条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警報作動時の<u>措置</u>に関すること。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>



加工施設保安規定新旧対照表 ( 4 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u>  <u>第 21 条の 2 運営管理課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>また、本文書は、添付 1 「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u>  <u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u>  <u>また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（濃縮・埋設事業所常駐）配置する。</u>  <u>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u>  <u>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u>  <u>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 4 の 2 に示す化学消防自動車等を配備する。</u>  <u>2 各課長は、前項の文書に基づき、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u>  <u>また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u>  <u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u>  <u>5 工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る変更（自衛消防隊の濃縮・埋設事業所への常駐体制に係る変更）</li> <li>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置判断者の明確化）</li> </ul>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u>  <u>第 21 条の 3 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>また、本文書は、添付 1 「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u>  <u>(1) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u>  <u>(2) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u>  <u>(3) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u>  <u>2 各課長は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u>  <u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u>  <u>5 工場長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u>  <u>6 各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置判断者の明確化）</li> </ul>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 5 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</u>  <u>第 21 条の 4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>また、本文書は、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u>  <u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u>  <u>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u>  <u>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u>  <u>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</u>  <u>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</u>  <u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u>  <u>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u>  <u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u>  <u>3 各課長は、第 1 項の文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u>  <u>4 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>(臨界安全管理)  第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ [ ] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。  <u>ただし、新素材を用いた遠心分離機(以下「新型遠心機」という。)のみを運転する場合は、[ ] による運転条件とすることができる。</u>  2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。  3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第 1 項の運転条件を遵守する。  4 運転管理課長は、毎日 1 回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。  なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。  5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。  6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。  7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表 7 に示す設備及び容器を使用する。  8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物(以下「分析沈殿物」という。)をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表 8 に定める仕様を</p>	<p>(臨界安全管理)  第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ [ ] によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。  <u>(削除)</u>  2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。  3～8 (略)</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る変更(カスケード設備の運転条件に係る事項の削除)  ・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 6 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>満足していることを確認した上で、その容器に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、<u>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</u> 及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ペーシング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>9 運転管理課長は、<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> 及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10～11 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(漏えい管理)</p> <p>第 24 条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1) カスケード設備、UF<sub>6</sub>処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。 ただし、均質・ブレンディング設備における均質槽を除く。</p> <p>(2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(3) <u>製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ</u> (以下「UF<sub>6</sub>シリンダ」という。)、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(4) ケミカルトラップ (NaF) を使用する場合は、性能に異常がないことをウラン検出器により確認する。</p> <p>2 機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が 0.3 μ mDOP 粒子で 99.9% 以上 (1 段) であることを DOP 検査により確認する。</p> <p>3 機械保全課長は、新たに NaF を交換する場合、装填される NaF の性能が別表 10 に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。</p> <p>4 運転管理課長は、<u>気体廃棄物廃棄設備</u>の通常運転時において、必要な負圧を <u>2mmH<sub>2</sub>O (19.6Pa)</u> 以上に維持する。 ただし、別図 2 に示すモニタエリア (モニタ室) 又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 各課長は、UF<sub>6</sub> が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) UF<sub>6</sub> を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接する UF<sub>6</sub> を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</p> <p>(2) 管理区域内作業時に早期に UF<sub>6</sub> 漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式 HF 検知警報装置を携行する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第 24 条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ又は廃品シリンダ)、ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ又は廃品シリンダ)</u> (以下「UF<sub>6</sub>シリンダ」という。)、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 運転管理課長は、<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>の通常運転時において、必要な負圧を <u>19.6Pa 以上 (負圧を維持する第 1 種管理区域の気圧と基準点となる第 2 種管理区域又は非管理区域との気圧の差圧)</u> に維持する。 ただし、別図 2 に示すモニタエリア (モニタ室) 又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 運転管理課長は、分析室のフード等にて核燃料物質等を使用する場合は、フード開口部の面速が 0.5m/s 以上であることを確認する。 なお、設計基準事故等*により空調機能や電源等を喪失した場合は、分析室のフード等での作業を停止する。</u></p> <p><u>*：この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象並びに重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊をいう。</u></p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（分析室のフード等における作業管理）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 7 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第 25 条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第 1 号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は 1 基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、<u>均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、</u>立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を 2 号発回均質室に入室させない。 ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第 5 号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、<u>異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2 号発回均質室からの退避指示を行う。</u></p>	<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第 25 条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（液化中の均質槽周りをシートで囲う等の措置の削除）</p> <p>・記載の適正化（その他記載適正化）</p>
<p>(熱的制限)</p> <p>第 27 条 運転管理課長は、UF<sub>6</sub> シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表 12 に定める管理値以下に保つ。</p> <p><u>2 運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していることを確認する。</u></p>	<p>(熱的制限)</p> <p>第 27 条 運転管理課長は、UF<sub>6</sub> シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表 12 に定める管理値以下に保つ。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>
<p>(異常時の措置)</p> <p>第 29 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2 管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所へ通報する。 ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>3 運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第 29 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> せによる濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る変更（カスケード設備の運転条件に係る事項の削除）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 8 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>		
<p>(核燃料物質等の受入れ、払出し) 第 31 条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、<u>第 69 条を遵守するほか</u>、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。 (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。 (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。 (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>3 運営管理課長は、<u>空の UF<sub>6</sub> シリンダ</u>を受入れた場合は、<u>当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。</u></p>	<p>(核燃料物質等の受入れ、払出し) 第 31 条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p><u>また、運営管理課長は、ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ) を受入れる場合は、受入検査により第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u></p> <p>2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、払出検査により保安措置が講じられて<u>いること及び</u>次に定める事項を確認する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ) を払出す場合は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p> <p>3 運営管理課長は、<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていること及び第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項(UF<sub>6</sub>シリンダに係る運用の変更) (以下、本条において同じ)</li> <li>・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化) (以下、本条において同じ)</li> <li>・記載の適正化(その他記載の適正化)</li> </ul>
<p>(核燃料物質の取扱い) 第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(核燃料物質の取扱い) 第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。</p> <p><u>2 運転管理課長は、UF<sub>6</sub>シリンダ類から核燃料物質を発生する場合は、外観、貯蔵中における異常の有無及びUF<sub>6</sub>シリンダ類内の圧力を確認するほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</u></p> <p><u>(1) ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ)、劣化ウランの詰替えに用いる ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ) 並びに ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ) は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p> <p><u>(2) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 付着ウラン回収容器は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項(UF<sub>6</sub>シリンダに係る運用の変更)</li> <li>・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
<p>(核燃料物質の貯蔵) 第 33 条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) UF<sub>6</sub>シリンダに封入されていることを確認すること。 (2) 貯蔵施設の<u>原料、製品又は廃品シリンダ置台上</u>に貯蔵すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) UF<sub>6</sub>シリンダの貯蔵数量は、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の<u>入口</u>付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を<u>保管</u>する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。 (2) <u>保管区域</u>の中間製品容器置台上に<u>保管</u>すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) 中間製品容器の<u>保管</u>数量が、別表 15 に示す最大<u>保管</u>数量を超えないこと。 (5) <u>保管区域</u>の<u>入口</u>付近に<u>保管</u>上の注意事項を掲示すること。</p> <p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を<u>保管</u>する場合は、次の事項を遵守する。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第 33 条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) (略) (2) 貯蔵施設の <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填) 又は廃品シリンダ (充填)) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に貯蔵すること。 (3)～(4) (略)</p> <p>(5) 貯蔵施設の <u>貯蔵設備</u>付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を<u>貯蔵</u>する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) (略) (2) <u>貯蔵施設</u>の中間製品容器置台上に<u>貯蔵</u>すること。 (3) (略) (4) 中間製品容器の <u>貯蔵</u>数量が、別表 14 に示す最大 <u>貯蔵</u>数量を超えないこと。 (5) <u>貯蔵施設</u>の <u>貯蔵設備</u>付近に <u>貯蔵</u>上の注意事項を掲示すること。</p> <p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を <u>貯蔵</u>する場合は、次の事項を遵守する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化) (以下、本条において同じ)</li> <li>・記載の適正化(その他記載の適正化) (以下、本条において同じ)</li> </ul>

加工施設保安規定新旧対照表（ 9 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>(1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) <u>保管区域</u>の付着ウラン回収容器置台上に<u>保管</u>すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器の<u>保管</u>数量が、別表 15 に示す最大<u>保管</u>数量を超えないこと。</p> <p>(5) <u>保管区域</u>の<u>入口</u>付近に<u>保管</u>上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貯蔵施設</u>の付着ウラン回収容器置台上<u>若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵</u>すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器の<u>貯蔵</u>数量が、別表 14 に示す最大<u>貯蔵</u>数量を超えないこと。</p> <p>(5) <u>貯蔵施設</u>の<u>貯蔵設備</u>付近に<u>貯蔵</u>上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項（付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加）</p>
<p>(空シリンダの管理)</p> <p>第 35 条 運転管理課長は、空の UF<sub>6</sub> シリンダを保管する場合は、<u>ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上</u>に保管する。</p> <p>2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。</p> <p>3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。</p> <p>4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF<sub>6</sub> シリンダ類に充填するに先だって、<u>目視検査</u>のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) <u>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) は、洗浄検査が行われていること。</u></p> <p>(2) <u>原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</u></p> <p>(3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器は、<u>濃縮施設としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</u></p>	<p>(空シリンダの管理)</p> <p>第 35 条 運転管理課長は、空の UF<sub>6</sub> シリンダを保管する場合は、<u>A ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (空シリンダ) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台 (空シリンダ) 上</u>に保管する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上<u>若しくは A 又は B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に保管する。</p> <p>4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF<sub>6</sub> シリンダ類に充填するに先だって、<u>外観、保管中における異常の有無及び UF<sub>6</sub> シリンダ類内の圧力を確認する</u>ほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) 及び ANSI 又は ISO 規格 48Y (空シリンダ) は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>空</u>の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(3) <u>空</u>の付着ウラン回収容器は、<u>第 39 条に定める</u>使用前事業者検査が行われていること。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）（以下、本条において同じ）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用の変更）</p> <p>・記載の適正化（その他の記載の適正化）</p>
<p>(作業管理)</p> <p>第 38 条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第 7 章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第 8 章に基づく放射線管理</p> <p>3 保修担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 38 条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 39 条 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 39 条 <u>工場長</u>は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われ</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 10 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>たものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3～7 (略)</p>	
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 <u>工場長</u>は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 <u>工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 11 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ ①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>		
<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第41条 保安全管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安全管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第41条 保安全管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>8 (略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(仕掛品)</p> <p>第43条 各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。</p> <p>2 各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。</p>	<p>(仕掛品)</p> <p>第43条 各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。</p> <p>2 各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。</p>	



加工施設保安規定新旧対照表（ 12 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>へ搬出する。</p> <p>また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p>	<p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p> <p>また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第 2 項及び第 49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じてエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>へ搬出する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第 2 項及び第 49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）（以下、本条において同じ）</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 13 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の<u>保管場所</u>については、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の<u>保管場所</u>については、使用済遠心機保管室又は<u>C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>とする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所内</u>で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び<u>C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>における放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び<u>C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び<u>C ウラン貯蔵室</u>を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の<u>保管廃棄場所</u>については、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の<u>保管廃棄場所</u>については、使用済遠心機保管室とする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所内</u>で移動することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室及び使用済遠心機保管室における放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄区画</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室及び使用済遠心機保管室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室及び B ウラン濃縮廃棄物室を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項（使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所の変更）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の保管廃棄場所に係る事項の削除）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の保管廃棄場所に係る事項の削除）</p>
<p>(スラッジ)</p> <p>第 45 条 運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項のスラッジを <u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図 2 に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) スラッジへの延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p>	<p>(スラッジ)</p> <p>第 45 条 運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項のスラッジを <u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図 2 に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項（使用済み NaF 及びスラッジの保管廃棄場所の変更）（以下、本条において同じ）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 14 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震によりスラッジを収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場において、次の各号に定める措置を講じ、スラッジを保管する。</p> <p>(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</p> <p>(3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。 また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するに当たり、あらかじめスラッジの発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出する。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて <u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>におけるスラッジの<u>保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の接近を防止する。</p>	<p>3～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出する。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて <u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>におけるスラッジの<u>保管廃棄区画</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の接近を防止する。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(有機溶剤)</p> <p>第 48 条 運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表 8 のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に</p>	<p>(有機溶剤)</p> <p>第 48 条 運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表 8 のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に</p>	

加工施設保安規定新旧対照表（ 15 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>廃油保管廃棄場所</u>に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>廃油保管廃棄場所</u>内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、<u>廃油保管廃棄場所</u>から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第 2 項から第 4 項の措置を講じ、再度、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における<u>放射性液体廃棄物の保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。 また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、金属製の容器への施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>へ搬出する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第 2 項から第 4 項の措置を講じ、再度、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(IF<sub>5</sub>)</p> <p>第 50 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>5</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性液体廃棄物を専用の容器に封入する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における<u>放射性液体廃棄物の保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>(IF<sub>5</sub>)</p> <p>第 50 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>5</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ボンベ置台)</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	

加工施設保安規定新旧対照表（ 16 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p>(5) 廃棄物管理課長は、別表 20 に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。 <u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(6) 運転管理課長は、第 4 号の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（排気中の放射性物質濃度等の表示の追加）</p>
<p>(IF<sub>7</sub>) 第 52 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>7</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 なお、回収に先立って専用の容器が<u>気体廃棄物廃棄設備</u>としての使用前検査に合格していることを確認する。 2 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 3 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入する。 4 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。 5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における<u>放射性気体廃棄物の保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 6 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>(IF<sub>7</sub>) 第 52 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>7</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 なお、回収に先立って専用の容器が<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>としての使用前検査に合格していることを確認する。 2～4 (略) 5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における<u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 6 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）  ・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、<u>放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む。)</u>の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、<u>放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による</u>被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(線量当量等の測定) 第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。 <u>(新規追加)</u></p>	<p>(線量当量等の測定) 第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。 2 (略) 3 放射線管理課長は、<u>第 1 項による</u>管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。 <u>4 放射線管理課長は、第 1 項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化） ・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（排気中の放射性物質濃度等の表示の追加）</p>
<p><u>第 9 章 火災防護活動のための体制の整備</u>  <u>(火災防護活動のための体制の整備)</u> 第 71 条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 <u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u></p>	<p><u>(削除)</u>  第 71 条 削除</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 17 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>		
<p><u>第 10 章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</u></p> <p><u>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</u></p> <p>第 72 条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 72 条 削除</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p><u>第 11 章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</u></p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</u></p> <p>第 73 条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 73 条 削除</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 18 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p><u>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</u></p> <p>2 運営管理課長は、<u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>3 各課長は、<u>第 1 項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>4 事業部長は、<u>運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>		
<p>第 12 章 非常時の措置</p> <p>(略)</p>	<p>第 9 章 非常時の措置</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>
<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第 76 条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表 33 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表 34 に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第 76 条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表 30 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表 30 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(通信連絡手順の整備)</u></p> <p><u>第 77 条の 2 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<p>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（通信連絡手順の整備の追加）</p>
<p>(安全避難通路)</p> <p>第 78 条 (略)</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第 78 条 (略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>第 13 章 保安教育</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 87 条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び</u>核燃料取扱主任者</p>	<p>第 10 章 保安教育</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 87 条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し</u>、核燃料取扱主任者の確認</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設</p>

加工施設保安規定新旧対照表（ 19 / 68 ）

現行	変更後	変更理由
<p><u>の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 運営管理課長は、第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>6 各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表32の実施方針に基づいた実施計画を第1項の実施計画に定め、保安教育を実施する。 ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。 また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>7 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>8 運営管理課長は、第6項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p><u>を受ける。</u></p> <p>3～8 (略)</p>	<p>保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>第14章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p>	<p>第11章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、品質・保安会議の審議を受け、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>第15章 記録及び報告</p> <p>(略)</p>	<p>第12章 記録及び報告</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>



加工施設保安規定新旧対照表 ( 20 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第 8 条 (職務) 第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定及び第 11 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 本規定施行の際、使用前検査又は使用前事業者検査の対象となる各設備に係る規定については、工事や運用上の制約がない規定を除き加工施設に係る使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用し、それまでの間は従前の例による。ただし、以下の規定については、使用前検査又は使用前事業者検査終了日以降に適用するまでは別紙による。</u></p> <p><u>(1) 第 23 条 (臨界安全管理) のうち新型遠心機の運転条件</u></p> <p><u>(2) 第 25 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) のうち均質槽防護カバー</u></p> <p><u>(3) 第 44 条 (放射性固体廃棄物) のうち C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u></p> <p><u>(4) 別図 2 (1/3) (ウラン濃縮建屋 1 階 管理区域図 (第 45、49、54、55 条関係) のうちモニタエリア (モニタ室)</u></p> <p><u>(5) 別表 1 (施設の管理及び点検・工事等に関する業務の担当課長 (第 8 条関係) のうち放射線監視・測定設備 (HF センサ、溢水防護設備、竜巻防護設備、重大事故等対処資機材)</u></p> <p><u>(6) 別表 3 (巡視点検を行う設備等 (第 16 条関係) のうちその他の加工施設 (溢水防護設備、竜巻防護設備)</u></p> <p><u>(7) 別表 5 (保安上特に管理を必要とする設備 (第 22 条関係) のうち放射線監視・測定設備 (HF センサ)</u></p> <p><u>(8) 別表 16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係) のうち C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u></p> <p><u>(9) 別表 28 (放射線測定器類 (第 66 条関係) のうち HF センサ</u></p> <p><u>(10) 添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第 21 条の 2、第 21 条の 3 関連) のうち遠隔消火設備</u></p> <p><u>(11) 添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第 21 条の 4 関連) 表-1 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等) のうち貯水槽</u></p>	
	<p><u>&lt;附則第 3 項 別紙&gt;</u></p> <p><u>(臨界安全管理)</u></p> <p><u>第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ</u>  <u>によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認</u>  <u>を得た上で運転管理課長に通知する。</u>  <u>ただし、新素材を用いた遠心分離機 (以下「新型遠心機」という。) のみを運転する場合は、</u>  <u>による運転条件とすることができる。</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認</u>  <u>を受ける。</u></p> <p><u>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第 1 項の運転条件を遵守する。</u></p> <p><u>4 運転管理課長は、毎日 1 回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃</u>  <u>縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認</u>  <u>する。</u>  <u>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに</u>  <u>生産を停止する。</u></p> <p><u>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われている</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 21 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>ことを確認する。</u></p> <p>6 <u>運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</u></p> <p>7 <u>運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</u></p> <p>8 <u>廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</u></p> <p>9 <u>運転管理課長は、ANSI 又は ISO 規格 30B（製品シリンダ）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</u></p> <p>10 <u>運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</u></p> <p>11 <u>運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</u></p>	
	<p><u>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</u></p> <p>第25条 <u>事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認し、各職位に実施させる。</u></p> <p>(1) <u>運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の承認を受ける。</u></p> <p>(3) <u>運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</u></p> <p>(4) <u>運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</u></p> <p>(5) <u>運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>(6) <u>各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。</u>  <u>ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</u></p> <p>(7) <u>各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</u></p> <p>(8) <u>運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</u></p>	
	<p><u>(放射性固体廃棄物)</u></p> <p>第44条 <u>廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</u>  <u>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u></p> <p>(1) <u>放射線管理上の支障を及ぼさない。</u></p> <p>(2) <u>放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</u>  <u>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</u></p> <p>(3) <u>安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 22 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u>  <u>また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u></p> <p><u>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</u>  <u>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じてエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p><u>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</u></p> <p><u>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</u>  <u>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</u></p> <p><u>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</u></p> <p><u>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</u>  <u>また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</u>  <u>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本 (200 リットルドラム缶換算) とする。</u></p> <p><u>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p><u>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所へ搬出する。</u>  <u>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</u></p> <p><u>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</u></p> <p><u>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管廃棄場所については、B ウラン濃縮廃棄物室とする。</u></p> <p><u>(2) 撤去した金属胴遠心機の保管廃棄場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</u></p> <p><u>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</u></p> <p><u>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則 (以下「加工規則」という。) 第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</u>  <u>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所内で移動することができる。</u></p> <p><u>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉</u></p>	

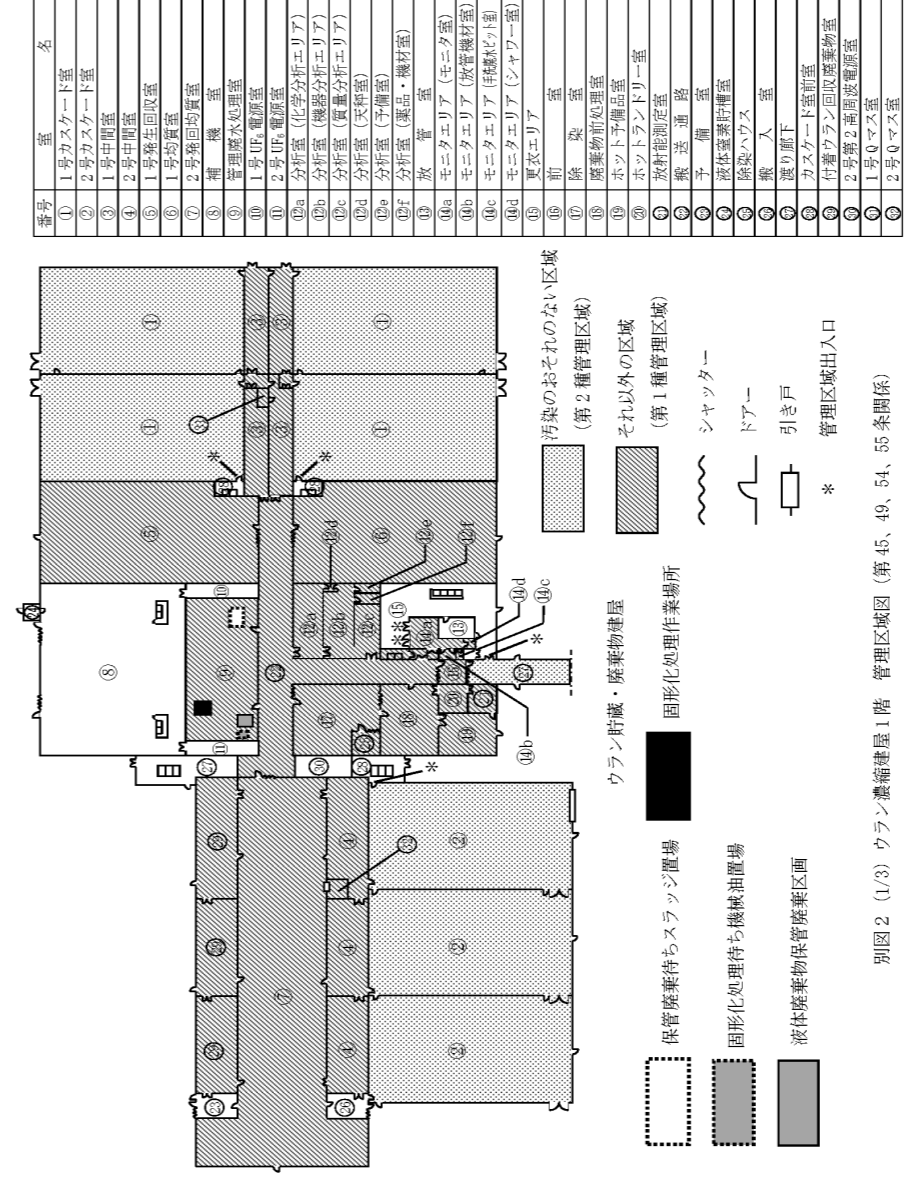
加工施設保安規定新旧対照表 ( 23 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</u></p> <p><u>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</u></p> <p><u>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管廃棄区画、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</u></p> <p><u>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に見視又はファイバースコープ等にて確認する。</u></p> <p><u>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p><u>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。</u></p> <p><u>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</u></p>	

現行

変更後

変更理由



加工施設保安規定新旧対照表 ( 25 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																																																																																					
	<p>別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長 (第8条関係)</p>																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 264 2012 296">施設等</th> <th data-bbox="2012 264 2190 296">管理担当課長</th> <th data-bbox="2190 264 2407 296">保守担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 296 2012 321">1. 濃縮施設</td> <td data-bbox="2012 296 2190 321">—</td> <td data-bbox="2190 296 2407 321">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 321 2012 373">(1) カスケード設備</td> <td data-bbox="2012 321 2190 373">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 321 2407 373">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 373 2012 426">(2) UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td data-bbox="2012 373 2190 426">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 373 2407 426">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 426 2012 478">(3) 均質・プレンドイング設備</td> <td data-bbox="2012 426 2190 478">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 426 2407 478">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 478 2012 510">(4) 高周波電源設備</td> <td data-bbox="2012 478 2190 510">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 478 2407 510">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 510 2012 562">(5) 付着ウラン回収設備</td> <td data-bbox="2012 510 2190 562">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 510 2407 562">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 562 2012 594">2. 核燃料物質の貯蔵施設</td> <td data-bbox="2012 562 2190 594">—</td> <td data-bbox="2190 562 2407 594">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 594 2012 625">(1) 貯蔵設備</td> <td data-bbox="2012 594 2190 625">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 594 2407 625">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 625 2012 657">(2) 搬送設備</td> <td data-bbox="2012 625 2190 657">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 625 2407 657">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 657 2012 688">3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="2012 657 2190 688">—</td> <td data-bbox="2190 657 2407 688">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 688 2012 720">(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 688 2190 720">—</td> <td data-bbox="2190 688 2407 720">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 720 2012 772">① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF<sub>7</sub>ボンベ (保管廃棄用)</td> <td data-bbox="2012 720 2190 772">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 720 2407 772">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 772 2012 825">② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 772 2190 825">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 772 2407 825">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 825 2012 856">(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 825 2190 856">—</td> <td data-bbox="2190 825 2407 856">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 856 2012 909">① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ボンベ置台)</td> <td data-bbox="2012 856 2190 909">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 856 2407 909">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 909 2012 940">② 液体廃棄物保管廃棄区画</td> <td data-bbox="2012 909 2190 940">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 909 2407 940">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 940 2012 972">③ 固形化処理待ち機械油置場</td> <td data-bbox="2012 940 2190 972">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 940 2407 972">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 972 2012 1003">④ 固形化処理作業場所</td> <td data-bbox="2012 972 2190 1003">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 972 2407 1003">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1003 2012 1056">⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 1003 2190 1056">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1003 2407 1056">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1056 2012 1087">(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 1056 2190 1087">—</td> <td data-bbox="2190 1056 2407 1087">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1087 2012 1119">① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td> <td data-bbox="2012 1087 2190 1119">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 1087 2407 1119">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1119 2012 1150">② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td> <td data-bbox="2012 1119 2190 1150">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2190 1119 2407 1150">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1150 2012 1182">4. 放射線管理施設</td> <td data-bbox="2012 1150 2190 1182">—</td> <td data-bbox="2190 1150 2407 1182">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1182 2012 1213">(1) 放射線監視・測定設備</td> <td data-bbox="2012 1182 2190 1213">—</td> <td data-bbox="2190 1182 2407 1213">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1213 2012 1245">① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置</td> <td data-bbox="2012 1213 2190 1245">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1213 2407 1245">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1245 2012 1276">② シャワー</td> <td data-bbox="2012 1245 2190 1276">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2190 1245 2407 1276">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1276 2012 1308">③ エアスニッフア</td> <td data-bbox="2012 1276 2190 1308">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1276 2407 1308">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1308 2012 1339">④ モニタリングポスト</td> <td data-bbox="2012 1308 2190 1339">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2190 1308 2407 1339">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1339 2012 1371">⑤ 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備</td> <td data-bbox="2012 1339 2190 1371">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2190 1339 2407 1371">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1371 2012 1402">5. その他の加工施設</td> <td data-bbox="2012 1371 2190 1402">—</td> <td data-bbox="2190 1371 2407 1402">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1402 2012 1434">(1) 非常用設備</td> <td data-bbox="2012 1402 2190 1434">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1402 2407 1434">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1434 2012 1465">(2) 核燃料物質の検査設備</td> <td data-bbox="2012 1434 2190 1465">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1434 2407 1465">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1465 2012 1497">(3) 核燃料物質の計量設備</td> <td data-bbox="2012 1465 2190 1497">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1465 2407 1497">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1497 2012 1528">(4) 洗缶設備</td> <td data-bbox="2012 1497 2190 1528">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1497 2407 1528">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1528 2012 1560">(5) 除染設備</td> <td data-bbox="2012 1528 2190 1560">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1528 2407 1560">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1560 2012 1591">(6) 通信連絡設備</td> <td data-bbox="2012 1560 2190 1591">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1560 2407 1591">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1591 2012 1623">(7) 安全避難通路等設備</td> <td data-bbox="2012 1591 2190 1623">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1591 2407 1623">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1623 2012 1654">(8) 建物</td> <td data-bbox="2012 1623 2190 1654">運転管理課長</td> <td data-bbox="2190 1623 2407 1654">機械保全課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	管理担当課長	保守担当課長	1. 濃縮施設	—	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 均質・プレンドイング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長	機械保全課長	③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	4. 放射線管理施設	—	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	—	① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長	② シャワー	放射線管理課長	機械保全課長	③ エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	④ モニタリングポスト	放射線管理課長	電気計装保全課長	⑤ 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	5. その他の加工施設	—	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長	(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	(6) 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(7) 安全避難通路等設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(8) 建物	運転管理課長	機械保全課長	
施設等	管理担当課長	保守担当課長																																																																																																																					
1. 濃縮施設	—	—																																																																																																																					
(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(3) 均質・プレンドイング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—																																																																																																																					
(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—																																																																																																																					
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																					
① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																					
① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																					
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
4. 放射線管理施設	—	—																																																																																																																					
(1) 放射線監視・測定設備	—	—																																																																																																																					
① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
② シャワー	放射線管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
③ エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
④ モニタリングポスト	放射線管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
⑤ 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																					
5. その他の加工施設	—	—																																																																																																																					
(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																					
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
(6) 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
(7) 安全避難通路等設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																					
(8) 建物	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																					
	<p>* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長</p>																																																																																																																						

加工施設保安規定新旧対照表 ( 26 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																														
	<p>別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 260 1941 296">巡視点検を行う設備等</th> <th data-bbox="1941 260 2226 296">巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 濃縮施設</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>(1) カスケード設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(2) UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(3) 均質・ブレンディング設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(4) 付着ウラン回収設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(5) 高周波電源設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>2. 核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>(1) 貯蔵設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF<sub>7</sub>ポンベ (保管廃棄用)</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ポンベ置台)</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>② 液体廃棄物保管廃棄区画</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>③ 固化処理待ち機械油置場</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>④ 固化処理作業場所</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>4. 放射線管理施設</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射線監視・測定設備</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>5. その他の加工施設</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>(1) 非常用設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の検査設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(3) 洗缶設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(4) 除染設備</td> <td>運転管理課長</td> </tr> <tr> <td>(5) 建物</td> <td>運転管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	1. 濃縮施設	＝	(1) カスケード設備	運転管理課長	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	＝	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	＝	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	＝	① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF <sub>7</sub> ポンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	＝	① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ポンベ置台)	廃棄物管理課長	② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長	③ 固化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	④ 固化処理作業場所	廃棄物管理課長	⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	＝	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	4. 放射線管理施設	＝	(1) 放射線監視・測定設備	＝	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長	5. その他の加工施設	＝	(1) 非常用設備	運転管理課長	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	(3) 洗缶設備	運転管理課長	(4) 除染設備	運転管理課長	(5) 建物	運転管理課長	
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																															
1. 濃縮施設	＝																																																															
(1) カスケード設備	運転管理課長																																																															
(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長																																																															
(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																															
(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																															
(5) 高周波電源設備	運転管理課長																																																															
2. 核燃料物質の貯蔵施設	＝																																																															
(1) 貯蔵設備	運転管理課長																																																															
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	＝																																																															
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	＝																																																															
① 付着ウラン回収廃棄物室及びIF <sub>7</sub> ポンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																															
② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																															
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	＝																																																															
① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ポンベ置台)	廃棄物管理課長																																																															
② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長																																																															
③ 固化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長																																																															
④ 固化処理作業場所	廃棄物管理課長																																																															
⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																															
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	＝																																																															
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																															
② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長																																																															
4. 放射線管理施設	＝																																																															
(1) 放射線監視・測定設備	＝																																																															
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッファ	運転管理課長																																																															
5. その他の加工施設	＝																																																															
(1) 非常用設備	運転管理課長																																																															
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																															
(3) 洗缶設備	運転管理課長																																																															
(4) 除染設備	運転管理課長																																																															
(5) 建物	運転管理課長																																																															

加工施設保安規定新旧対照表 ( 27 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																										
	<p><u>別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>設備・機器等</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>カスケード設備</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>UF<sub>6</sub>処理設備</u></td> <td><u>槽</u></td> </tr> <tr> <td><u>コールドトラップ</u></td> </tr> <tr> <td><u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>均質・ブレンディング設備</u></td> <td><u>槽</u></td> </tr> <tr> <td><u>コールドトラップ</u></td> </tr> <tr> <td><u>サンプル小分け装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>局所排気装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td><u>高周波電源設備</u></td> <td><u>高周波インバータ装置</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>シリンダ類 (過充填防止)</u></td> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間製品容器</u></td> </tr> <tr> <td><u>付着ウラン回収容器</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>シリンダ類 (熱的制限)</u></td> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間製品容器</u></td> </tr> <tr> <td><u>付着ウラン回収容器</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u></td> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間製品容器</u></td> </tr> <tr> <td><u>付着ウラン回収容器</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>非常用設備</u></td> <td><u>ディーゼル発電機</u></td> </tr> <tr> <td><u>直流電源設備</u></td> </tr> <tr> <td><u>無停電電源装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>気体廃棄物の廃棄設備</u></td> <td><u>排風機</u></td> </tr> <tr> <td><u>液体廃棄物の廃棄設備</u></td> <td><u>槽類</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>放射線監視・測定設備</u></td> <td><u>排気用モニタ</u></td> </tr> <tr> <td><u>換気用モニタ</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気用 HF モニタ</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト</u></td> </tr> </table> <p><u>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</u></p>	<u>カスケード設備</u>		<u>UF<sub>6</sub>処理設備</u>	<u>槽</u>	<u>コールドトラップ</u>	<u>ロータリポンプ</u>	<u>均質・ブレンディング設備</u>	<u>槽</u>	<u>コールドトラップ</u>	<u>サンプル小分け装置</u>	<u>局所排気装置</u>	<u>ロータリポンプ</u>	<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>	<u>シリンダ類 (過充填防止)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>中間製品容器</u>	<u>付着ウラン回収容器</u>	<u>シリンダ類 (熱的制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u>	<u>中間製品容器</u>	<u>付着ウラン回収容器</u>	<u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>中間製品容器</u>	<u>付着ウラン回収容器</u>	<u>非常用設備</u>	<u>ディーゼル発電機</u>	<u>直流電源設備</u>	<u>無停電電源装置</u>	<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>排風機</u>	<u>液体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>槽類</u>	<u>放射線監視・測定設備</u>	<u>排気用モニタ</u>	<u>換気用モニタ</u>	<u>排気用 HF モニタ</u>	<u>モニタリングポスト</u>	
<u>カスケード設備</u>																																												
<u>UF<sub>6</sub>処理設備</u>	<u>槽</u>																																											
	<u>コールドトラップ</u>																																											
	<u>ロータリポンプ</u>																																											
<u>均質・ブレンディング設備</u>	<u>槽</u>																																											
	<u>コールドトラップ</u>																																											
	<u>サンプル小分け装置</u>																																											
	<u>局所排気装置</u>																																											
	<u>ロータリポンプ</u>																																											
<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>																																											
<u>シリンダ類 (過充填防止)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																											
	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																											
	<u>中間製品容器</u>																																											
	<u>付着ウラン回収容器</u>																																											
<u>シリンダ類 (熱的制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																											
	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u>																																											
	<u>中間製品容器</u>																																											
	<u>付着ウラン回収容器</u>																																											
<u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																											
	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																											
	<u>中間製品容器</u>																																											
	<u>付着ウラン回収容器</u>																																											
<u>非常用設備</u>	<u>ディーゼル発電機</u>																																											
	<u>直流電源設備</u>																																											
	<u>無停電電源装置</u>																																											
<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>排風機</u>																																											
<u>液体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>槽類</u>																																											
<u>放射線監視・測定設備</u>	<u>排気用モニタ</u>																																											
	<u>換気用モニタ</u>																																											
	<u>排気用 HF モニタ</u>																																											
	<u>モニタリングポスト</u>																																											



加工施設保安規定新旧対照表 ( 28 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																
	<p>別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1350 220 2457 1003"> <thead> <tr> <th>保管廃棄場所</th> <th>保管廃棄区画</th> <th>保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td>5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1</td> </tr> <tr> <td>B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td>4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td>C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td>2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td>D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td>4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td>使用済遠心機保管室</td> <td>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</td> <td>555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td>C ウラン貯蔵室</td> <td>使用済遠心機保管エリア</td> <td>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2</td> </tr> <tr> <td>管理廃水処理室</td> <td>液体廃棄物保管廃棄区画</td> <td>160 本 (20 リットルドラム缶換 算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</td> <td>80 本</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</td> <td>27 本</td> </tr> <tr> <td>B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</td> <td>36 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室) に保管廃棄中の使用済み NaF、スラッジ及び分 析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室) に移動す る。</p> <p>* 2 : C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機 保管室に移動する。</p>	保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)	5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1	B ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)	4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)	2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)	4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)	使用済遠心機保管室	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	C ウラン貯蔵室	使用済遠心機保管エリア	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2	管理廃水処理室	液体廃棄物保管廃棄区画	160 本 (20 リットルドラム缶換 算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	80 本	気体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>7</sub> ボンベ置台)	27 本	B 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	36 本	
保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力																																
A ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)	5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1																																
B ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)	4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
C ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)	2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
D ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)	4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
使用済遠心機保管室	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																
C ウラン貯蔵室	使用済遠心機保管エリア	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2																																
管理廃水処理室	液体廃棄物保管廃棄区画	160 本 (20 リットルドラム缶換 算)																																
A 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	80 本																																
	気体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>7</sub> ボンベ置台)	27 本																																
B 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	36 本																																

加工施設保安規定新旧対照表 ( 29 / 68 )

現行	変更後			変更理由
	別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)			
	測定器名	数量	点検責任者	
	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	
	・汚染サーベイメータ	10 台		
	・ダストサンプラ	7 台		
	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台		
	・退出モニタ	1 台		
	・放射能測定装置	3 台		
	・積算線量計*3	1 式		
	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式		
	・気象観測機器*1*3	1 式		
	・放射能観測車*3	1 台		
	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び 電気計装保全課長*2	
	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	
	・排気用モニタ	2 台		
	・換気用モニタ	2 台		
	・臨界警報装置	1 式		
	・モニタリングポスト*3	3 台		
	* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			
	* 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			
	* 3 : 廃棄物埋施設と共用する。			

加工施設保安規定新旧対照表 ( 30 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u> (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p style="text-align: center;"><u>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 火災</u>  <u>運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 要員の配置</u>  <u>運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u>  <u>運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u>  <u>なお、内部火災については、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</u></p> <p><u>(1) 内部火災</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</u></li> <li><u>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</u></li> <li><u>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</u></li> <li><u>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</u></li> <li><u>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</u></li> <li><u>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</u></li> <li><u>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</u></li> <li><u>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</u></li> <li><u>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></li> </ol>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 31 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</u></p> <p>10) <u>火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</u></p> <p>11) <u>防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p>12) <u>火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p><u>(2) 外部火災</u></p> <p>1) <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u></p> <p>2) <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u></p> <p>3) <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u></p> <p>① <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u></p> <p>② <u>FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u></p> <p>③ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u></p> <p>4) <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u></p> <p>5) <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</u></p> <p>6) <u>外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p>7) <u>外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>8) <u>外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>1.5 定期的な評価</u></p> <p>1) <u>各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p>2) <u>運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>3) <u>事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 自然災害等</u></p> <p><u>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2.1 要員の配置</u></p> <p><u>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」 1.1（体制の整備）に示す。</u></p>	

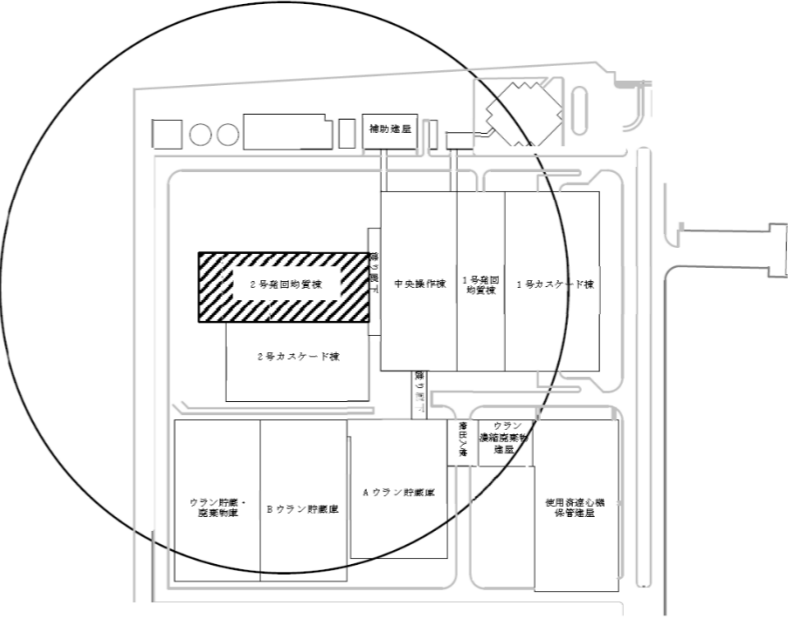
加工施設保安規定新旧対照表 ( 32 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>2.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>2.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>2.4 手順書の整備</u>  <u>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p><u>1) 地震</u>  <u>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</u>  <u>② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い 操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u>  <u>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</u>  <u>③ 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>2) 竜巻</u>  <u>① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u>  <u>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</u>  <u>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</u>  <u>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する 2 号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1 のとおりとする。</u>  <u>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</u>  <u>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い 操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u>  <u>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>3) 火山（降灰）</u>  <u>① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u>  <u>② 防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u>  <u>③ 火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 33 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>4) 溢水</p> <p><u>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</u></p> <p><u>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>5) 積雪</p> <p><u>① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p><u>② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>6) 化学物質の放出</p> <p><u>① 敷地内においてUF<sub>6</sub>等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>7) 台風等</p> <p><u>① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p><u>② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>2.5 定期的な評価</p> <p><u>1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p><u>図-1 飛来対策区域</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 34 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<div style="text-align: center;">  <p data-bbox="1795 1150 2332 1213"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> : 飛来対策区域                 </p> </div> <p data-bbox="1774 1402 1976 1430" style="text-align: center;">図-1 飛来対策区域</p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 35 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 重大事故に至るおそれがある事故</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 体制の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 非常時対策組織</u>  <u>非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者(本部長、班長及び代理者)を定める。</u></p> <p><u>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織(運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班)及び支援組織(技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班)で構成する。</u></p> <p><u>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</u></p> <p><u>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</u>  <u>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</u>  <u>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</u>  <u>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</u>  <u>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</u>  <u>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</u>  <u>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</u>  <u>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</u>  <u>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</u>  <u>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</u>  <u>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</u>  <u>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</u></p> <p><u>(2) 非常時対策組織要員の確保</u>  <u>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する(図-1参照)。</u>  <u>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</u>  <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織(実施組織及び支援組織)を立ち上げる(図-1参照)。</u></p> <p><u>(3) 社外組織からの支援</u>  <u>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</u>  <u>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</u></p> <p><u>(4) 非常時対策組織の活動拠点</u></p>	



加工施設保安規定新旧対照表 ( 36 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。</u>  <u>なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</u>  <u>また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</u></p> <p><u>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u>  <u>また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</u>  <u>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</u></p> <p><u>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</u></p> <p><u>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</u></p> <p><u>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</u></p> <p><u>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>① UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重量時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</u></p> <p><u>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</u></p> <p><u>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</u></p> <p><u>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 37 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</u></p> <p><u>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</u></p> <p><u>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。</u></p> <p><u>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>2. 大規模損壊への対応</u></p> <p><u>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</u></p> <p><u>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</u></p> <p><u>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</u></p> <p><u>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>3. 定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 38 / 68 )

現行	変更後	変更理由
	<p data-bbox="1843 191 1947 218"><u>図表一覧</u></p> <p data-bbox="1323 264 1976 291"><u>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数</u></p> <p data-bbox="1323 302 1626 329"><u>図-2 保安上必要な通路</u></p> <p data-bbox="1323 340 2175 367"><u>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</u></p>	

加工施設保安規定新旧対照表 ( 39 / 68 )

現行	変更後	変更理由																							
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>                     本部長                      副本部長                      本部員                 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策活動の統括管理</li> <li>事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>応急、復旧計画の決定</li> <li>復旧状況の把握、評価</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul> </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 65%;"> <table border="1"> <tr> <td>技術支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>対外対応資料作成</li> <li>設計、許認可上の評価</li> <li>通報文添付資料の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班※1 (6名以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内通話制限</li> <li>避難誘導</li> <li>事業所内警備</li> <li>その他庶務事項</li> <li>被災者の救助</li> <li>工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>厚生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料、被服類の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救護</li> <li>緊急被ばく医療の実施</li> <li>医師、病院の手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急資機材の調達及び輸送</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関対応</li> <li>隣接市町村対応</li> <li>発生事象に関する広報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設備応急班※1 (19名以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、周辺環境の把握</li> <li>応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>復旧状況の確認</li> <li>放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>被災者の救助の助勢</li> <li>屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転管理班※1 (2名以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>プラント状態監視、運転操作</li> <li>漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班※1 (16名以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>環境放射線等の測定</li> <li>放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>除染作業等に係る放射線管理</li> <li>被ばく管理</li> <li>避難誘導</li> <li>モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消火班※1 (19名以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> <li>被災者の救助</li> <li>UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※1：非常時対策組織の実施組織を示す。                  ※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。</p> </div> </div>	本部長 副本部長 本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策活動の統括管理</li> <li>事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>応急、復旧計画の決定</li> <li>復旧状況の把握、評価</li> </ul>	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul>	技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外対応資料作成</li> <li>設計、許認可上の評価</li> <li>通報文添付資料の作成</li> </ul>	総務班※1 (6名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内通話制限</li> <li>避難誘導</li> <li>事業所内警備</li> <li>その他庶務事項</li> <li>被災者の救助</li> <li>工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul>	厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、被服類の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> </ul>	救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救護</li> <li>緊急被ばく医療の実施</li> <li>医師、病院の手配</li> </ul>	資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急資機材の調達及び輸送</li> </ul>	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関対応</li> <li>隣接市町村対応</li> <li>発生事象に関する広報</li> </ul>	設備応急班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、周辺環境の把握</li> <li>応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>復旧状況の確認</li> <li>放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>被災者の救助の助勢</li> <li>屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul>	運転管理班※1 (2名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>プラント状態監視、運転操作</li> <li>漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul>	放射線管理班※1 (16名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>環境放射線等の測定</li> <li>放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>除染作業等に係る放射線管理</li> <li>被ばく管理</li> <li>避難誘導</li> <li>モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul>	消火班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> <li>被災者の救助</li> <li>UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul>
本部長 副本部長 本部員																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>対策活動の統括管理</li> <li>事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>応急、復旧計画の決定</li> <li>復旧状況の把握、評価</li> </ul>																									
本部事務局																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul>																									
技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外対応資料作成</li> <li>設計、許認可上の評価</li> <li>通報文添付資料の作成</li> </ul>																								
総務班※1 (6名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内通話制限</li> <li>避難誘導</li> <li>事業所内警備</li> <li>その他庶務事項</li> <li>被災者の救助</li> <li>工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul>																								
厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、被服類の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> </ul>																								
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救護</li> <li>緊急被ばく医療の実施</li> <li>医師、病院の手配</li> </ul>																								
資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急資機材の調達及び輸送</li> </ul>																								
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関対応</li> <li>隣接市町村対応</li> <li>発生事象に関する広報</li> </ul>																								
設備応急班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、周辺環境の把握</li> <li>応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>復旧状況の確認</li> <li>放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>被災者の救助の助勢</li> <li>屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul>																								
運転管理班※1 (2名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>プラント状態監視、運転操作</li> <li>漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul>																								
放射線管理班※1 (16名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>環境放射線等の測定</li> <li>放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>除染作業等に係る放射線管理</li> <li>被ばく管理</li> <li>避難誘導</li> <li>モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul>																								
消火班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> <li>被災者の救助</li> <li>UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul>																								

図－1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数



加工施設保安規定新旧対照表 ( 41 / 68 )

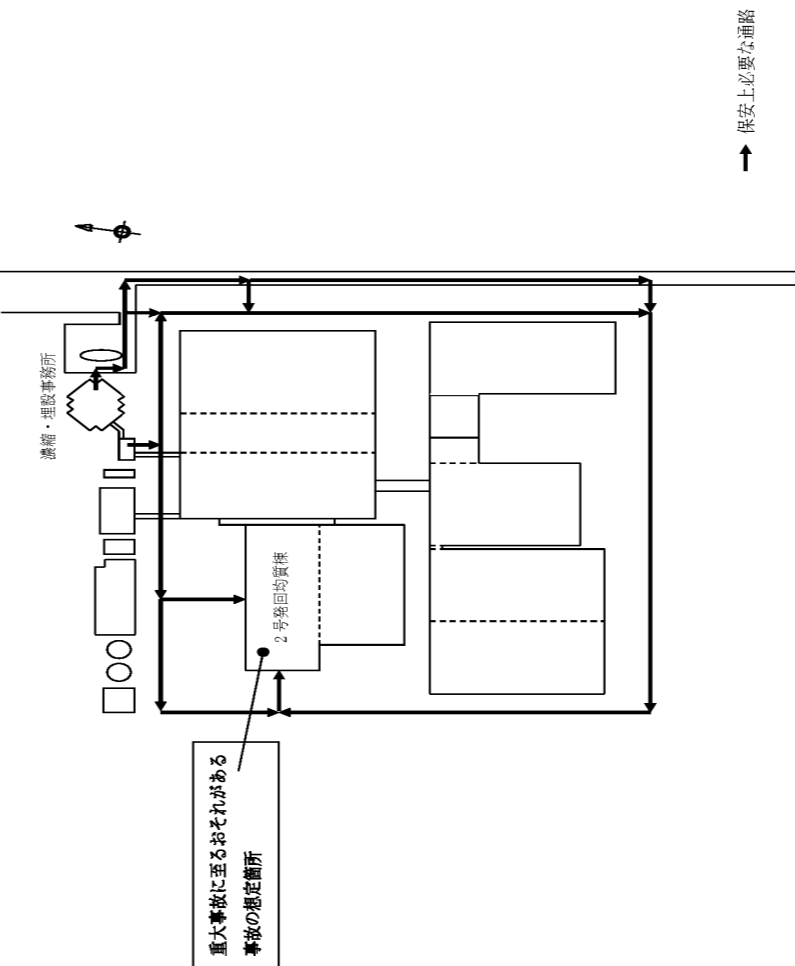
<p>現行</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
	 <p>機組・埋設事務所</p> <p>2号原料倉庫</p> <p>重大事故に至るおそれがある 事故の想定箇所</p> <p>保安上必要な通路</p>	

図-2 (2/2) 保安上必要な通路

加工施設保安規定新旧対照表 ( 42 / 68 )

現行	変更後					変更理由
	<b>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</b>					
	<b>資機材等</b>	<b>保有数※1</b>	<b>保管場所※1</b>	<b>点検頻度</b>	<b>点検内容</b>	
	<u>通信連絡設備</u>					
	<u>ページング装置</u>	99 台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、機能	
	<u>所内携帯電話</u>	187 台	個人配付	訓練の都度	外観、機能	
	<u>業務用無線設備 (アナログ式)</u>	33 台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>業務用無線設備 (デジタル式)</u>	35 台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>緊急時電話回線※2</u>	13 回線	事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 <u>他の通信連絡設備</u>	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	
	<u>ファクシミリ装置※2</u>	4 台	事務所、その他	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>携帯電話※2</u>	29 台	個人配付	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>衛星電話※2</u>	5 台	事務所、工場、その他	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>現場対処用資機材・装備品</u>					
	<u>汚染防護服 (PVA)</u>	38 着	工場、事務所	1回/年	外観、員数	
	<u>化学防護服 (簡易型)</u>	38 着	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	
	<u>化学防護服 (耐HF仕様)</u>	16 着	工場、事務所	1回/年	外観、員数	
	<u>フィルター付き防護マスク (片面)</u>	22 個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>フィルター付き防護マスク (全面)</u>	60 個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</u>	28 個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>化学防護服用マイクスピーカ</u>	16 個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>携帯用照明器具</u>	60 台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能	
	<u>ガンマ線測定用サーベイメータ</u>	7 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)</u>	22 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>	5 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>個人用外部被ばく線量測定器 (APD)</u>	126 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>モニタリングカー</u>	1 台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 <u>表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)</u> <u>可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>風向風速計</u>	1 台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 <u>簡易風向風速計</u>	1 台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)</u>	11 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>ガス採取器</u>	5 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>監視カメラ</u>	8 台	工場	1回/年	外観、員数、機能	
	<u>2号発回均質室前シャッター前カーテン</u>	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能	





現行

汚染のおおそれのない区域  
(第2種管理区域)

それ以外の区域  
(第1種管理区域)

ウラン貯蔵・廃棄物建屋

保管廃棄待ちスラッジ置場

固形化処理作業場所

固形化処理待ち機械油置場

廃油保管廃棄場所

シャッター

ドア

引き戸

\* 管理区域出入口

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号均質室
⑥	2号均質室
⑦	補機室
⑧	管理廃水処理室
⑨	1号UF <sub>6</sub> 電源室
⑩	2号UF <sub>6</sub> 電源室
⑪a	分析室(化学分析エリア)
⑪b	分析室(機器分析エリア)
⑪c	分析室(質量分析エリア)
⑪d	分析室(天枰室)
⑪e	分析室(予備室)
⑪f	分析室(薬品・機材室)
⑫	放管室
⑬a	モニタエリア(モニタ室)
⑬b	モニタエリア(放管機材室)
⑬c	モニタエリア(排酸水1号)
⑬d	モニタエリア(シャワー室)
⑭	更衣エリア
⑮	前室
⑯	除染室
⑰	廃棄物前処理室
⑱	ホット予備品室
⑲a	ホット予備品室
⑲b	放射能測定室
⑲c	搬送通路
⑲d	予備室
⑲e	液体廃棄貯蔵室
⑲f	除染ハウス
⑳	搬入室
㉑	渡り廊下
㉒	カスケード室前室
㉓	付着ウラン回収廃棄物室
㉔	2号第2高周波電源室
㉕	1号Qマス室
㉖	2号Qマス室

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

変更後

汚染のおおそれのない区域  
(第2種管理区域)

それ以外の区域  
(第1種管理区域)

ウラン貯蔵・廃棄物建屋

保管廃棄待ちスラッジ置場

固形化処理作業場所

固形化処理待ち機械油置場

液体廃棄物保管廃棄区画

シャッター

ドア

引き戸

\* 管理区域出入口

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号均質室
⑥	2号均質室
⑦	補機室
⑧	管理廃水処理室
⑨	1号UF <sub>6</sub> 電源室
⑩	2号UF <sub>6</sub> 電源室
⑪a	分析室(化学分析エリア)
⑪b	分析室(機器分析エリア)
⑪c	分析室(質量分析エリア)
⑪d	分析室(天枰室)
⑪e	分析室(予備室)
⑪f	分析室(薬品・機材室)
⑫	放管室
⑬a	モニタエリア(モニタ室)
⑬b	モニタエリア(放管機材室)
⑬c	モニタエリア(排酸水1号)
⑬d	モニタエリア(シャワー室)
⑭	更衣エリア
⑮	前室
⑯	除染室
⑰	廃棄物前処理室
⑱	ホット予備品室
⑲a	ホット予備品室
⑲b	放射能測定室
⑲c	搬送通路
⑲d	予備室
⑲e	液体廃棄貯蔵室
⑲f	除染ハウス
⑳	搬入室
㉑	渡り廊下
㉒	カスケード室前室
㉓	付着ウラン回収廃棄物室
㉔	2号第2高周波電源室
㉕	1号Qマス室
㉖	2号Qマス室

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

- ・事業変更許可・設工認に係る事項(モニタエリアの第1種管理区域に係る事項の変更)
- ・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)

加工施設保安規定新旧対照表 ( 45 / 68 )

現行			変更後			変更理由
別表1 施設の管理及び <u>保守</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)			別表1 施設の管理及び <u>点検、工事等</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)			
施設等	管理担当課長	保守担当課長	施設等	管理担当課長	保守担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う施設の管理、点検、工事等を行う設備の追加及び追加した設備の所掌明確化)</li> </ul>
1. 建物	運転管理課長	機械保全課長	1. 濃縮施設	—	—	
2. 上記1. 以外の加工施設	—	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(1) 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長	(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
(2) 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	
(1) 気体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	
(2) 液体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器の置台</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>IF<sub>7</sub>ポンベ (保管廃棄用)</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. <u>廃油保管廃棄場所</u>	—	—	(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
c. 固形化処理待ち機械油置場	—	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	
d. 固形化処理作業場所	—	—	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>6</sub>ポンベ置台)</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) <u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
(3) 固体廃棄物廃棄設備	—	—	(3) 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(4) 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—	(5) 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(4) 放射線管理施設	—	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	
① 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
② <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(2) 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	
③ エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	4. 放射線管理施設	—	—	
(4) 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	(1) <u>放射線監視・測定設備</u>	—	—	
(5) その他加工設備の附属施設	—	—	① <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、HFセンサ、臨界警報装置</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
① <u>非常用通報設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	② <u>シャワー</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
② <u>非常用電源設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	③ エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(3) 分析設備	運転管理課長	機械保全課長	(4) <u>モニタリングポスト</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>電気計装保全課長</u>	
(4) 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(5) 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
(5) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	5. その他の加工施設	—	—	
(6) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(6) 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(7) 安全避難通路等設備	<u>運転管理課長</u>	<u>電気計装保全課長</u>	
			(8) 溢水防護設備	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(9) 竜巻防護設備	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(10) 重大事故等対処資機材	<u>機械保全課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(11) 建物	運転管理課長	機械保全課長	
			* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			

加工施設保安規定新旧対照表 ( 46 / 68 )

現行	変更後	変更理由												
<p>別表2 加工施設 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="189 306 750 569"> <thead> <tr> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </tbody> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他加工設備の附属施設	<p>別表2 加工施設 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 306 1914 569"> <thead> <tr> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他<del>の</del>加工施設</td> </tr> </tbody> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他 <del>の</del> 加工施設	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他加工設備の附属施設														
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他 <del>の</del> 加工施設														

加工施設保安規定新旧対照表 ( 47 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																																																																																																									
別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)	別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)	・事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う巡視点検を行う設備の追加及び追加した設備の所掌明確化)																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th> <th>巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>① ウラン濃縮建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>b. B ウラン濃縮廃棄物室</td><td></td></tr> <tr><td>③ 補助建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>④ ウラン濃縮廃棄物建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 使用済遠心機保管建屋</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) カスケード設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) UF<sub>6</sub>処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(6) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 貯蔵専用区域</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② 加工工程内の保管区域</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(7) 放射性廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 気体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② 液体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 廃油保管廃棄場所</td><td></td></tr> <tr><td>c. 固形化処理待ち機械油置場</td><td></td></tr> <tr><td>d. 固形化処理作業場所</td><td></td></tr> <tr><td>e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>③ 固体廃棄物廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>a. 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td><td></td></tr> <tr><td>(8) 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>② エアスニッフア</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(9) 非常用電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(11) 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(12) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等		巡視点検担当課長	(1) 建屋	—	① ウラン濃縮建屋	運転管理課長	② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長	b. B ウラン濃縮廃棄物室		③ 補助建屋	運転管理課長	④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長	(2) カスケード設備	運転管理課長	(3) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—	① 貯蔵専用区域	運転管理課長	② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—	① 気体廃棄物廃棄設備	—	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	② 液体廃棄物廃棄設備	—	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	b. 廃油保管廃棄場所		c. 固形化処理待ち機械油置場		d. 固形化処理作業場所		e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	③ 固体廃棄物廃棄設備	—	a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備		(8) 放射線監視・測定設備	—	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長	② エアスニッフア	運転管理課長	(9) 非常用電源設備	運転管理課長	(10) 洗缶設備	運転管理課長	(11) 除染設備	運転管理課長	(12) 高周波電源設備	運転管理課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>巡視点検を行う設備等</th> <th>巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 濃縮施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) カスケード設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) UF<sub>6</sub>処理設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 均質・ブレンディング設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 付着ウラン回収設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 高周波電源設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>2. 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 貯蔵設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF<sub>7</sub>ボンベ (保管廃棄用)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>6</sub>ボンベ置台)</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 液体廃棄物保管廃棄区画</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>③ 固形化処理待ち機械油置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>④ 固形化処理作業場所</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>4. 放射線管理施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 放射線監視・測定設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>5. その他の加工施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 非常用設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(2) 核燃料物質の検査設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(3) 洗缶設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(4) 除染設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(5) 溢水防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(6) 竜巻防護設備</td><td>運転管理課長</td></tr> <tr><td>(7) 建物</td><td>運転管理課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	1. 濃縮施設	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	廃棄物管理課長	② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長	③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長	4. 放射線管理施設	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア	運転管理課長	5. その他の加工施設	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	(3) 洗缶設備	運転管理課長	(4) 除染設備	運転管理課長	(5) 溢水防護設備	運転管理課長	(6) 竜巻防護設備	運転管理課長	(7) 建物
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																										
(1) 建屋	—																																																																																																																																										
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長																																																																																																																																										
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—																																																																																																																																										
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長																																																																																																																																										
b. B ウラン濃縮廃棄物室																																																																																																																																											
③ 補助建屋	運転管理課長																																																																																																																																										
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長																																																																																																																																										
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長																																																																																																																																										
(2) カスケード設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(3) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																										
① 貯蔵専用区域	運転管理課長																																																																																																																																										
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長																																																																																																																																										
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																										
① 気体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																										
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																										
② 液体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																										
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
b. 廃油保管廃棄場所																																																																																																																																											
c. 固形化処理待ち機械油置場																																																																																																																																											
d. 固形化処理作業場所																																																																																																																																											
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																										
③ 固体廃棄物廃棄設備	—																																																																																																																																										
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備																																																																																																																																											
(8) 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																										
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長																																																																																																																																										
② エアスニッフア	運転管理課長																																																																																																																																										
(9) 非常用電源設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(10) 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(11) 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(12) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																										
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																																																																																																										
1. 濃縮施設	—																																																																																																																																										
(1) カスケード設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(5) 高周波電源設備	運転管理課長																																																																																																																																										
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																										
(1) 貯蔵設備	運転管理課長																																																																																																																																										
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—																																																																																																																																										
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																										
① 付着ウラン回収廃棄物室及び IF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
② 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																										
① 付着ウラン回収廃棄物室及び液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
② 液体廃棄物保管廃棄区画	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
③ 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
④ 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
⑤ 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—																																																																																																																																										
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
② 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	廃棄物管理課長																																																																																																																																										
4. 放射線管理施設	—																																																																																																																																										
(1) 放射線監視・測定設備	—																																																																																																																																										
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア	運転管理課長																																																																																																																																										
5. その他の加工施設	—																																																																																																																																										
(1) 非常用設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(3) 洗缶設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(4) 除染設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(5) 溢水防護設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(6) 竜巻防護設備	運転管理課長																																																																																																																																										
(7) 建物	運転管理課長																																																																																																																																										

加工施設保安規定新旧対照表 ( 48 / 68 )

現行	変更後	変更理由														
<p>別表4 分析室のフード等の最大取扱ウラン量 (第21条関係)</p> <table border="1" data-bbox="189 306 1050 457"> <thead> <tr> <th>フード等</th> <th>最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u></td> <td><u>0.07</u>kg-U</td> </tr> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u></td> <td>1kg-U</td> </tr> <tr> <td>カリフォルニア型フード</td> <td><u>0.04</u>kg-U</td> </tr> </tbody> </table>	フード等	最大取扱ウラン量	スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u>	<u>0.07</u> kg-U	スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u>	1kg-U	カリフォルニア型フード	<u>0.04</u> kg-U	<p>別表4 分析室のフード等の最大取扱ウラン量 (第21条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 306 2214 422"> <thead> <tr> <th>フード等</th> <th>最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ</td> <td>1kg-U</td> </tr> <tr> <td>カリフォルニア型フード</td> <td><u>1</u>kg-U</td> </tr> </tbody> </table>	フード等	最大取扱ウラン量	スクラバ付きドラフトチェンバ	1kg-U	カリフォルニア型フード	<u>1</u> kg-U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項の変更)</li> </ul>
フード等	最大取扱ウラン量															
スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u>	<u>0.07</u> kg-U															
スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u>	1kg-U															
カリフォルニア型フード	<u>0.04</u> kg-U															
フード等	最大取扱ウラン量															
スクラバ付きドラフトチェンバ	1kg-U															
カリフォルニア型フード	<u>1</u> kg-U															
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表4の2 初期消火活動に係る設備等 (第21条の2関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1353 567 2377 669"> <thead> <tr> <th><u>設備等</u></th> <th><u>数量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>化学消防自動車*1</u></td> <td><u>1台*2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1: 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>*2: 点検又は故障の場合には、*1に示す能力を有する可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ運搬用車両で代替する。</u></p>	<u>設備等</u>	<u>数量</u>	<u>化学消防自動車*1</u>	<u>1台*2</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (自衛消防隊の濃縮・埋設事業所への常駐体制に係る変更)</li> </ul>										
<u>設備等</u>	<u>数量</u>															
<u>化学消防自動車*1</u>	<u>1台*2</u>															

加工施設保安規定新旧対照表 ( 49 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																																																									
別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)	別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う保安上特に管理を必要とする設備の変更)</li> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備・機器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カスケード設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>廃棄物</u></td> <td><u>使用済みNaF</u></td> </tr> <tr> <td><u>スラッジ</u></td> </tr> <tr> <td><u>分析沈殿物</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>シリンダ等 (洗缶)</u></td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間製品容器</u></td> </tr> <tr> <td>UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td>均質・ブレンディング設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>付着ウラン回収設備</u></td> <td><u>槽</u></td> </tr> <tr> <td><u>コールドトラップ</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">シリンダ類 (過充填防止)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">シリンダ類 (熱的制限)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u></td> </tr> <tr> <td><u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td><u>非常用通報設備</u></td> <td><u>ページング装置</u></td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物廃棄設備</td> <td>排風機</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物廃棄設備</td> <td>槽類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視・測定設備</td> <td>排気用モニタ</td> </tr> <tr> <td>換気用モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器等		カスケード設備		<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u>	<u>スラッジ</u>	<u>分析沈殿物</u>	<u>シリンダ等 (洗缶)</u>	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>中間製品容器</u>	UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ	<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u>	<u>コールドトラップ</u>	シリンダ類 (過充填防止)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	シリンダ類 (熱的制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	非常用電源設備	ディーゼル発電機	直流電源設備	無停電電源装置	<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>	気体廃棄物廃棄設備	排風機	液体廃棄物廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ	換気用モニタ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備・機器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カスケード設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td>槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">均質・ブレンディング設備</td> <td>槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td><u>高周波電源設備</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">シリンダ類 (過充填防止)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">シリンダ類 (熱的制限)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>排風機</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>槽類</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線監視・測定設備</td> <td>排気用モニタ</td> </tr> <tr> <td>換気用モニタ</td> </tr> <tr> <td><u>排気用HFモニタ</u></td> </tr> <tr> <td><u>HFセンサ</u></td> </tr> <tr> <td><u>モニタリングポスト</u></td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器等		カスケード設備		UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>	<u>高周波電源設備</u>	シリンダ類 (過充填防止)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	シリンダ類 (熱的制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	中間製品容器	付着ウラン回収容器	非常用設備	ディーゼル発電機	直流電源設備	無停電電源装置	気体廃棄物の廃棄設備	排風機	液体廃棄物の廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ	換気用モニタ	<u>排気用HFモニタ</u>	<u>HFセンサ</u>	<u>モニタリングポスト</u>
設備・機器等																																																																																											
カスケード設備																																																																																											
<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u>																																																																																										
	<u>スラッジ</u>																																																																																										
	<u>分析沈殿物</u>																																																																																										
<u>シリンダ等 (洗缶)</u>	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>中間製品容器</u>																																																																																										
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ																																																																																										
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ																																																																																										
<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u>																																																																																										
	<u>コールドトラップ</u>																																																																																										
シリンダ類 (過充填防止)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>																																																																																										
	中間製品容器																																																																																										
	付着ウラン回収容器																																																																																										
シリンダ類 (熱的制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u>																																																																																										
	中間製品容器																																																																																										
	付着ウラン回収容器																																																																																										
シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u>																																																																																										
	<u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>																																																																																										
	<u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u>																																																																																										
	中間製品容器																																																																																										
	付着ウラン回収容器																																																																																										
非常用電源設備	ディーゼル発電機																																																																																										
	直流電源設備																																																																																										
	無停電電源装置																																																																																										
<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>																																																																																										
気体廃棄物廃棄設備	排風機																																																																																										
液体廃棄物廃棄設備	槽類																																																																																										
放射線監視・測定設備	排気用モニタ																																																																																										
	換気用モニタ																																																																																										
設備・機器等																																																																																											
カスケード設備																																																																																											
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>																																																																																										
	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>																																																																																									
		<u>高周波電源設備</u>																																																																																									
シリンダ類 (過充填防止)		<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																																																																									
		<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																																																																									
		中間製品容器																																																																																									
	付着ウラン回収容器																																																																																										
シリンダ類 (熱的制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																																																																										
	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u>																																																																																										
	中間製品容器																																																																																										
	付着ウラン回収容器																																																																																										
シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																																																																										
	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>																																																																																										
	中間製品容器																																																																																										
	付着ウラン回収容器																																																																																										
非常用設備	ディーゼル発電機																																																																																										
	直流電源設備																																																																																										
	無停電電源装置																																																																																										
気体廃棄物の廃棄設備	排風機																																																																																										
液体廃棄物の廃棄設備	槽類																																																																																										
放射線監視・測定設備	排気用モニタ																																																																																										
	換気用モニタ																																																																																										
	<u>排気用HFモニタ</u>																																																																																										
	<u>HFセンサ</u>																																																																																										
	<u>モニタリングポスト</u>																																																																																										
(注) 劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	(注) 劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。																																																																																										

加工施設保安規定新旧対照表 ( 50 / 68 )

現行	変更後	変更理由																								
<p>別表7 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="189 306 908 709"> <tr> <td data-bbox="189 306 308 600">設備</td> <td data-bbox="314 306 908 600">                     (1) コールドトラップ                      (2) 製品回収槽                      (3) 均質槽                      (4) 製品シリンダ槽                      (5) 減圧槽                      (6) ケミカルトラップ (NaF)                      (7) NaF 処理槽                      (8) 回収系 UF<sub>6</sub>回収槽                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 604 308 709">容器</td> <td data-bbox="314 604 908 709">                     (1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)                      (2) 中間製品容器                      (3) 付着ウラン回収容器                 </td> </tr> </table>	設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽	容器	(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	<p>別表7 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1356 306 2074 709"> <tr> <td data-bbox="1356 306 1475 600">設備</td> <td data-bbox="1481 306 2074 600">                     (1) コールドトラップ                      (2) 製品回収槽                      (3) 均質槽                      (4) 製品シリンダ槽                      (5) 減圧槽                      (6) ケミカルトラップ (NaF)                      (7) NaF 処理槽                      (8) 回収系 UF<sub>6</sub>回収槽                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 604 1475 709">容器</td> <td data-bbox="1481 604 2074 709">                     (1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u>                      (2) 中間製品容器                      (3) 付着ウラン回収容器                 </td> </tr> </table>	設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽	容器	(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</p>																
設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽																									
容器	(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																									
設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽																									
容器	(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																									
<p>別表9 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="189 852 1169 1121"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 852 655 928">少量のウランを取扱う設備における管理対象</th> <th data-bbox="661 852 1169 928">最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 932 655 970">分析室で取扱う UF<sub>6</sub> サンプル等</td> <td data-bbox="661 932 1169 970">分析室での総量として 16kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 974 655 1012">使用済 NaF</td> <td data-bbox="661 974 1169 1012">200 リットルドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1016 655 1054">スラッジ</td> <td data-bbox="661 1016 1169 1054">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1058 655 1096">分析沈殿物</td> <td data-bbox="661 1058 1169 1096">1kg-U*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1100 655 1121">分析沈殿物</td> <td data-bbox="661 1100 1169 1121">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="154 1125 952 1157">* : <u>スクラバ付きドラフトチェンバ (No. 11~14) での分析沈殿作業当たり</u></p>	少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U	使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	1kg-U*	分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	<p>別表9 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1356 852 2335 1121"> <thead> <tr> <th data-bbox="1356 852 1822 928">少量のウランを取扱う設備における管理対象</th> <th data-bbox="1828 852 2335 928">最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1356 932 1822 970">分析室で取扱う UF<sub>6</sub> サンプル等</td> <td data-bbox="1828 932 2335 970">分析室での総量として 16kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 974 1822 1012">使用済 NaF</td> <td data-bbox="1828 974 2335 1012">200 リットルドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1016 1822 1054">スラッジ</td> <td data-bbox="1828 1016 2335 1054">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1058 1822 1096">分析沈殿物</td> <td data-bbox="1828 1058 2335 1096">1kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1100 1822 1121">分析沈殿物</td> <td data-bbox="1828 1100 2335 1121">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1329 1125 1418 1157"><u>(削除)</u></p>	少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U	使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	1kg-U	分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項の変更)</p>
少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量																									
分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U																									
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U																									
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
分析沈殿物	1kg-U*																									
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量																									
分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U																									
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U																									
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
分析沈殿物	1kg-U																									
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
<p>別表11 最大充填量 (第26条関係)</p> <table border="1" data-bbox="189 1266 982 1644"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 1266 736 1304">UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th data-bbox="742 1266 982 1304">最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 1308 736 1346">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</td> <td data-bbox="742 1308 982 1346">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1350 736 1388">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</td> <td data-bbox="742 1350 982 1388">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1392 736 1430">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</td> <td data-bbox="742 1392 982 1430">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1434 736 1472">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</td> <td data-bbox="742 1434 982 1472">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1476 736 1514">中間製品容器</td> <td data-bbox="742 1476 982 1514">4, 500kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1518 736 1556">付着ウラン回収容器</td> <td data-bbox="742 1518 982 1556">1, 960kg</td> </tr> </tbody> </table>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>	付着ウラン回収容器	1, 960kg	<p>別表11 最大充填量 (第26条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1356 1266 2220 1535"> <thead> <tr> <th data-bbox="1356 1266 2024 1304">UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th data-bbox="2030 1266 2220 1304">最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1356 1308 2024 1346"><u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> <td data-bbox="2030 1308 2220 1346">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1350 2024 1388"><u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> <td data-bbox="2030 1350 2220 1388">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1392 2024 1430">中間製品容器</td> <td data-bbox="2030 1392 2220 1430">4, 500kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1434 2024 1472">付着ウラン回収容器</td> <td data-bbox="2030 1434 2220 1472">1, 960kg</td> </tr> </tbody> </table>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>	付着ウラン回収容器	1, 960kg	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</p>
UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量																									
製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>																									
付着ウラン回収容器	1, 960kg																									
UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量																									
<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>																									
付着ウラン回収容器	1, 960kg																									

加工施設保安規定新旧対照表 ( 51 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																						
<p>別表 12 加熱時温度管理値 (第 27 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 304 1068 567"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a>  <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a>  <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a>  <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a>                      中間製品容器                      付着ウラン回収容器                 </td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる <a href="#">廃品シリンダ</a> に限る。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値	<a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃	<p>別表 12 加熱時温度管理値 (第 27 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1362 304 2329 556"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a>  <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a>                      中間製品容器                      付着ウラン回収容器                 </td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> に限る。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																														
UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値																																							
<a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃																																							
UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値																																							
<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃																																							
<p>別表 13 吊上げ高さ制限値 (第 28 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 714 1068 976"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a>  <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a>  <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a>  <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a>                      中間製品容器                      付着ウラン回収容器                 </td> <td>容器最下面より 1.2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) B ウラン貯蔵室及び C ウラン貯蔵室における <a href="#">廃品シリンダ</a> の吊上げ高さ制限値は容器最下面より 1.85m とする。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値	<a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m	<p>別表 13 吊上げ高さ制限値 (第 28 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1362 714 2329 976"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a>  <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a>                      中間製品容器                      付着ウラン回収容器                 </td> <td>容器最下面より 1.2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) B ウラン貯蔵室及び C ウラン貯蔵室における <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> の吊上げ高さ制限値は容器最下面より 1.85m とする。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																														
UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値																																							
<a href="#">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> <a href="#">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</a> <a href="#">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m																																							
UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値																																							
<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</a> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m																																							
<p>別表 14 最大貯蔵数量 (第 33 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 1165 1240 1575"> <thead> <tr> <th>貯蔵室</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a></td> <td>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 144 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">天然ウラン</a></td> <td>原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 228 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a></td> <td>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 156 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">劣化ウラン</a></td> <td>廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 592 本</td> </tr> <tr> <td>C ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">劣化ウラン</a></td> <td>廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 630 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <a href="#">A ウラン貯蔵室及び B ウラン貯蔵室における廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</a> は、合計が 3t-U 以下とする。</p>	貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量	A ウラン貯蔵室	<a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a>	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 144 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a>	<a href="#">天然ウラン</a>	原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 228 本	B ウラン貯蔵室	<a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a>	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 156 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a>	<a href="#">劣化ウラン</a>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 592 本	C ウラン貯蔵室	<a href="#">劣化ウラン</a>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 630 本	<p>別表 14 最大貯蔵数量 (第 33 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1362 1165 2410 1837"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>置台</th> <th>最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a></td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 144 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填))</a></td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ)</a> 228 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a></td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 156 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a></td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 592 本</td> </tr> <tr> <td>C ウラン貯蔵室</td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a></td> <td><a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 630 本</td> </tr> <tr> <td><a href="#">1号均質室</a> <a href="#">2号発回均質室</a></td> <td><a href="#">中間製品容器置台</a></td> <td><a href="#">中間製品容器</a> 45 本</td> </tr> <tr> <td><a href="#">2号発回均質室</a></td> <td><a href="#">付着ウラン回収容器置台</a></td> <td><a href="#">付着ウラン回収容器</a> 21 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上に貯蔵する ANSI 又は ISO 規格 30B (廃品シリンダ)</a> は合計が 3t-U 以下とし、<a href="#">付着ウラン回収容器は 12 本以下</a>とする。</p>	貯蔵場所	置台	最大貯蔵数量	A ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 144 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ)</a> 228 本	B ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 156 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 592 本	C ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 630 本	<a href="#">1号均質室</a> <a href="#">2号発回均質室</a>	<a href="#">中間製品容器置台</a>	<a href="#">中間製品容器</a> 45 本	<a href="#">2号発回均質室</a>	<a href="#">付着ウラン回収容器置台</a>	<a href="#">付着ウラン回収容器</a> 21 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加)</li> </ul>
貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量																																						
A ウラン貯蔵室	<a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a>	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 144 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a>																																						
	<a href="#">天然ウラン</a>	原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 228 本																																						
B ウラン貯蔵室	<a href="#">濃縮ウラン及び劣化ウラン</a>	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 156 本 廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) <a href="#">(注)</a>																																						
	<a href="#">劣化ウラン</a>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 592 本																																						
C ウラン貯蔵室	<a href="#">劣化ウラン</a>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 630 本																																						
貯蔵場所	置台	最大貯蔵数量																																						
A ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 144 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a>																																						
	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ)</a> 228 本																																						
B ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B 置台</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</a> 156 本 <a href="#">(注)</a> <a href="#">付着ウラン回収容器</a>																																						
	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 592 本																																						
C ウラン貯蔵室	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (廃品シリンダ (充填))</a>	<a href="#">ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)</a> 630 本																																						
<a href="#">1号均質室</a> <a href="#">2号発回均質室</a>	<a href="#">中間製品容器置台</a>	<a href="#">中間製品容器</a> 45 本																																						
<a href="#">2号発回均質室</a>	<a href="#">付着ウラン回収容器置台</a>	<a href="#">付着ウラン回収容器</a> 21 本																																						



加工施設保安規定新旧対照表 ( 52 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																		
<p>別表 15 最大保管数量 (第 33 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="184 306 931 638"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>最大保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間製品容器置場</td> <td>中間製品容器 45 本</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器置場</td> <td>付着ウラン回収容器 21 本</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	最大保管数量	中間製品容器置場	中間製品容器 45 本	付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本	<p>別表 15 削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																																												
保管場所	最大保管数量																																																			
中間製品容器置場	中間製品容器 45 本																																																			
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本																																																			
<p>別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="184 783 1299 1524"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>使用済遠心機保管室</td> <td>555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td><u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u></td> <td><u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u></td> </tr> <tr> <td>管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)</td> <td>160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> <tr> <td>27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> <tr> <td>B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。</p>	保管場所	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	<u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u>	<u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u>	管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)	160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)	27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)	B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)	<p>別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 783 2469 1482"> <thead> <tr> <th>保管廃棄場所</th> <th>保管廃棄区画</th> <th>保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *</td> </tr> <tr> <td>B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>使用済遠心機保管室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u></td> <td>555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td>管理廃水处理室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画</u></td> <td>160 本 (20 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>80 本</td> </tr> <tr> <td><u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>27 本</td> </tr> <tr> <td>B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>36 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室) に保管廃棄中の使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室) に移動する。</p>	保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u>	5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *	B ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u>	2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)	使用済遠心機保管室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u>	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	管理廃水处理室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	160 本 (20 リットルドラム缶換算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	80 本	<u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u>	27 本	B 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	36 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) の保管場所に係る事項の削除)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所の変更)</li> </ul>
保管場所	保管廃棄能力																																																			
A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																																			
<u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u>	<u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u>																																																			
管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)	160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)																																																			
A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
	27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力																																																		
A ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u>	5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *																																																		
B ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
C ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u>	2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
D ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
使用済遠心機保管室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u>	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																																		
管理廃水处理室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	160 本 (20 リットルドラム缶換算)																																																		
A 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	80 本																																																		
	<u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u>	27 本																																																		
B 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	36 本																																																		

加工施設保安規定新旧対照表 ( 53 / 68 )

現行	変更後	変更理由																																																																						
別表 23 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	別表 23 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 24 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 61 条関係) (略)	別表 24 放射線業務従事者の線量限度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 25 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 (第 61 条関係) (略)	別表 25 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 26 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	別表 26 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
<p>別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="166 879 1068 1394"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式 HF 検知警報装置</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・<u>モニタリングポスト</u></td> <td><u>3 式</u></td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器<sup>*1</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口 65</td> <td>機械保全課長及び電気計装保全課長<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td>電気計装保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計                  * 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長                  (新規追加)</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10 台	・ダストサンプラ	7 台	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	・退出モニタ	1 台	・放射能測定装置	3 台	・積算線量計	1 式	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式	・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3 式</u>	・気象観測機器 <sup>*1</sup>	1 式	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	<p>別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1332 879 2234 1575"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式 HF 検知警報装置</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計<sup>*3</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器<sup>*1*</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・<u>放射能観測車<sup>*3</sup></u></td> <td><u>1 台</u></td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口 65</td> <td>機械保全課長及び電気計装保全課長<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td rowspan="5">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td>・<u>排気用モニタ</u></td> <td><u>2 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>換気用モニタ</u></td> <td><u>2 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>HF センサ</u></td> <td><u>30 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>臨界警報装置</u></td> <td><u>1 式</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u></td> <td><u>3 台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計                  * 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長                  * 3 : <u>廃棄物埋設施設と共用する。</u></p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10 台	・ダストサンプラ	7 台	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	・退出モニタ	1 台	・放射能測定装置	3 台	・積算線量計 <sup>*3</sup>	1 式	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式	・気象観測機器 <sup>*1*</sup>	1 式	・ <u>放射能観測車<sup>*3</sup></u>	<u>1 台</u>	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2 台</u>	・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2 台</u>	・ <u>HF センサ</u>	<u>30 台</u>	・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1 式</u>	・ <u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u>	<u>3 台</u>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設・撤去に伴う変更)</p>
測定器名	数量	点検責任者																																																																						
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																						
・汚染サーベイメータ	10 台																																																																							
・ダストサンプラ	7 台																																																																							
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台																																																																							
・退出モニタ	1 台																																																																							
・放射能測定装置	3 台																																																																							
・積算線量計	1 式																																																																							
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式																																																																							
・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3 式</u>																																																																							
・気象観測機器 <sup>*1</sup>	1 式																																																																							
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>																																																																						
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長																																																																						
測定器名	数量	点検責任者																																																																						
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																						
・汚染サーベイメータ	10 台																																																																							
・ダストサンプラ	7 台																																																																							
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台																																																																							
・退出モニタ	1 台																																																																							
・放射能測定装置	3 台																																																																							
・積算線量計 <sup>*3</sup>	1 式																																																																							
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式																																																																							
・気象観測機器 <sup>*1*</sup>	1 式																																																																							
・ <u>放射能観測車<sup>*3</sup></u>	<u>1 台</u>																																																																							
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>																																																																						
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長																																																																						
・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2 台</u>																																																																							
・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2 台</u>																																																																							
・ <u>HF センサ</u>	<u>30 台</u>																																																																							
・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1 式</u>																																																																							
・ <u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u>	<u>3 台</u>																																																																							

加工施設保安規定新旧対照表 ( 54 / 68 )

現行	変更後	変更理由						
<p><u>別表 30 初期消火活動に係る設備等 (第 71 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="189 306 1213 411"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車*1、3</td> <td>1台*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有すること。  * 2 : 点検又は故障の場合には、* 1 に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。  * 3 : 隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。</p>	設備等	数量	化学消防自動車*1、3	1台*2	<p><u>別表 30 削除</u></p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)</p>		
設備等	数量							
化学消防自動車*1、3	1台*2							
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表 30 緊急作業についての教育 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1326 630 2392 863"> <thead> <tr> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>60 分以上</td> </tr> </tbody> </table>	教育項目	時間	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)</p>
教育項目	時間							
緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上							
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上							
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表 30 の 2 緊急作業についての訓練 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1326 1008 2392 1178"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*</td> <td>180 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 兼用できる訓練  ・第 88 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p>	訓練項目	時間	緊急作業の方法	180 分以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)</p>
訓練項目	時間							
緊急作業の方法	180 分以上							
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上							
<p><u>別表 33 緊急作業についての教育 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="160 1386 1225 1619"> <thead> <tr> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>60 分以上</td> </tr> </tbody> </table>	教育項目	時間	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上	<p><u>別表 33 削除</u></p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)</p>
教育項目	時間							
緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上							
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上							

加工施設保安規定新旧対照表 ( 55 / 68 )

現行	変更後	変更理由						
<p><u>別表 34 緊急作業についての訓練 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="163 304 1231 472"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 304 1015 361">訓練項目</th> <th data-bbox="1015 304 1231 361">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 361 1015 417">緊急作業の方法</td> <td data-bbox="1015 361 1231 417">180 分以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 417 1015 472">緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*</td> <td data-bbox="1015 417 1231 472">180 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第88条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</u></li> </ul>	訓練項目	時間	緊急作業の方法	180 分以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上	<p><u>別表 34 削除</u></p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)</li> </ul>
訓練項目	時間							
緊急作業の方法	180 分以上							
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上							

加工施設保安規定新旧対照表 ( 56 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>添付1 火災<u>防護活動</u>及び自然災害対応に係る実施<u>方針</u> (<u>第71条、第72条</u>関連)</p>	<p>添付1 火災及び自然災害<u>等発生時</u>の対応に係る実施<u>基準</u> (<u>第21条の2、第21条の3</u>関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> </ul>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 57 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>火災防護活動</u>及び自然災害対応に係る実施<u>方針</u></p> <p>1. 火災                      運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 <u>項</u>～1.4 <u>項</u>を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置                      運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>第71条</u>に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。                      なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施<u>方針</u>」1.1 <u>項</u>（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施                      運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備                      各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 <u>文書</u>の整備                      運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。                      なお、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、<u>C ウラン貯蔵室及びB ウラン濃縮廃棄物室</u>を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</li> <li>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</li> <li>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</li> <li>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</li> <li>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</li> <li>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</li> <li>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</li> <li>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</li> <li>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転<u>及び</u>各設備の槽類の加熱停止<u>等</u>の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。                      また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</li> <li>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</li> <li>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関するこ</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><u>火災及び自然災害等発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u></p> <p>1. 火災                      運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、<u>次の1.1から1.4</u>を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置                      運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>第21条の2</u>に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。                      なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u>」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施                      （略）</p> <p>1.3 資機材の配備                      （略）</p> <p>1.4 <u>手順書</u>の整備                      運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。                      なお、<u>内部火災については</u>、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室（<u>2号Qマス室を含む</u>）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室<u>及び</u>C ウラン貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。  <u>(1) 内部火災</u>                      1)～6) （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7) 火災発生時の消火の方法 <u>(遠隔消火設備の使用法を含む)</u> に関すること。</li> <li>8) （略）</li> <li>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転<u>停止</u>、各設備の槽類<u>及びサンプル小分け装置</u>の加熱停止<u>並びに核燃料物質の取扱い操作停止</u>の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。                      また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止<u>の措置</u>に関すること。</li> <li>10)～12) （略）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・記載の適正化（その他記載の適正化）</li> <li>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項（遠隔消火設備の使用法に係る事項の追加）</li> <li>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加）</li> </ul>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 58 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>と。 12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。 <u>(新規追加)</u></p> <p>1.5 <u>評価・改善</u> 事業部長は、<u>運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>2. 自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>以下の2.1項～2.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p><u>(2) 外部火災</u> 1) <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u> 2) <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> 3) <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> ① <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u> ② <u>FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u> ③ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u> 4) <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u> 5) <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u> また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。 6) <u>外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u> 7) <u>外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。 8) <u>外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>1.5 <u>定期的な評価</u> 1) <u>各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u> 2) <u>運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> 3) <u>事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p>2. 自然災害等 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 59 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 <u>文書</u>の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「<u>火災防護計画</u>」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 <u>(新規追加)</u></p> <p>② 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。 なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する 2 号発回均質棟と車両との間取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1 のとおりとする。 <u>(新規追加)</u> <u>(新規追加)</u></p> <p>④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>3) <u>外部火災</u> ① <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u> ② <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> ③ <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> ・ <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u> ・ <u>FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u> ・ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u> ④ <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u> ⑤ <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u></p>	<p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害<u>等発生時</u>の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 <u>手順書</u>の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害<u>等発生時</u>における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。<u>また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p>1) 地震 ① (略) ② <u>地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> <u>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</u> ③ 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</u> ⑤ <u>竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> ⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 <u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加）</p> <p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>



加工施設保安規定新旧対照表 ( 60 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p><u>⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p><u>⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>4) 火山 (降灰)</p> <p>① UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>5) 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</p> <p>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>6) <u>カスケード設備の生産運転停止等の措置</u></p> <p>① <u>森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p> <p>② <u>上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</u></p>	<p>3) 火山 (降灰)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>③ <u>火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>4) 溢水</p> <p>①～② (略)</p> <p>5) 積雪</p> <p>① <u>屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>② <u>積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>6) <u>化学物質の放出</u></p> <p>① <u>敷地内においてUF<sub>6</sub>等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p> <p><u>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>② <u>化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>7) 台風等</p> <p>① <u>六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p>② <u>台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加)</p> <p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置の追加)</p> <p>・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 61 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>2.5 <u>評価・改善</u>  <u>事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>2.5 <u>定期的な評価</u>  <u>1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u>  <u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u>  <u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 62 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>対応</u>に係る実施<u>方針</u> (<u>第73条</u>関連)</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u> (<u>第21条の4</u>関連)</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 63 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、<b>以下の1.1 項～1.4 項</b>を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織                      非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。                      ② 運転管理班長は、加工施設の状況監視、運転操作、初期対応を行う。                      ③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。                      ④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。                      ⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。                      ⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。                      ⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。                      ⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。                      ⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。                      ⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。                      ⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。                      ⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保                      実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援                      加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p> <p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点                      非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p>	<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<b>発生時</b>の対応に係る実施<b>基準</b></p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、<b>次の1.1 から1.4</b>を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備                      (略)</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 64 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>1.2 教育・訓練の実施                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。                      なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。                      また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備                      各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。                      また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。                      なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p> <p>1.4 <b>文書</b>の整備                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>① UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</p> <p>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</p> <p>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p>	<p>1.2 教育・訓練の実施                      (略)</p> <p>1.3 資機材の配備                      (略)</p> <p>1.4 <b>手順書</b>の整備                      (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 65 / 68 )

現行	変更後	変更理由
<p>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事 (図-2 参照)。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽 (中間製品容器) からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、<u>以下</u>の事項を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 異常事象対策要領」) を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. <u>評価・改善</u></p> <p><u>事業部長は、運営管理課長に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽 (中間製品容器) からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生<u>すること</u>を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、<u>次</u>の事項を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 異常事象対策要領」) を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化(その他記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

加工施設保安規定新旧対照表 ( 66 / 68 )

現行				変更後					変更理由	
表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等				表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等					・事業変更許可・設工認に係る事項（貯水槽の資機材への追加）（資機材等の保有数、保管場所の明確化及び資機材の追加）	
資機材等	必要数	点検頻度	点検内容	資機材等	保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容		
通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年	外観、機能	通信連絡設備	ページング装置	99台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、機能
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能		所内携帯電話	187台	個人配付	訓練の都度	外観、機能
	業務用無線設備（アナログ式）	12台	1回/年	外観、員数、機能		業務用無線設備（アナログ式）	33台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	業務用無線設備（デジタル式）	12台	1回/年	外観、員数、機能		業務用無線設備（デジタル式）	35台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観、員数、機能		緊急時電話回線※2	13回線	事務所	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様		《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様
	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観、員数、機能		ファクシミリ装置※2	4台	事務所、その他	1回/年	外観、員数、機能
	携帯電話	18台	1回/年	外観、員数、機能		携帯電話※2	29台	個人配付	1回/年	外観、員数、機能
	衛星電話	4台	1回/年	外観、員数、機能		衛星電話※2	5台	事務所、工場、その他	1回/年	外観、員数、機能
現場対処用資機材・装備品	汚染防護服（PVA）	19着	1回/年	外観、員数	現場対処用資機材・装備品	汚染防護服（PVA）	38着	工場、事務所	1回/年	外観、員数
	化学防護服（簡易型）	19着	1回/年	外観、員数		化学防護服（簡易型）	38着	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数
	化学防護服（耐HF仕様）	8着	1回/年	外観、員数		化学防護服（耐HF仕様）	16着	工場、事務所	1回/年	外観、員数
	フィルター付き防護マスク（半面）	11個	1回/年	外観、員数、機能		フィルター付き防護マスク（半面）	22個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	フィルター付き防護マスク（全面）	30個	1回/年	外観、員数、機能		フィルター付き防護マスク（全面）	60個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	14個	1回/年	外観、員数、機能		呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	28個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能
	化学防護服用マイクスピーカ	8個	1回/年	外観、員数、機能		化学防護服用マイクスピーカ	16個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	22台	1回/6月	外観、員数、機能		携帯用照明器具	60台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能
	ガンマ線測定用サーベイメータ	3台	1回/年	外観、員数、機能		ガンマ線測定用サーベイメータ	7台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	11台	1回/年	外観、員数、機能		表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	22台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	2台	1回/年	外観、員数、機能		可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	63台	1回/年	外観、員数、機能		個人用外部被ばく線量測定器（APD）	126台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	モニタリングカー	1台	1回/年	外観、員数、機能		モニタリングカー	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	各1台	1回/年	外観、員数、機能		《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	風向風速計	1台	1回/年	外観、員数		風向風速計	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 簡易風向風速計	1台	1回/年	外観、員数		《代替品》 簡易風向風速計	1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	半導体材料ガス検知器（HF検知器）	5台	1回/年	外観、員数、機能		半導体材料ガス検知器（HF検知器）	11台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	ガス採取器	2台	1回/年	外観、員数、機能		ガス採取器	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
						監視カメラ	8台	工場	1回/年	外観、員数、機能
						2号発回均質室前シャッター前カーテン	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能

加工施設保安規定新旧対照表 ( 67 / 68 )

現行				変更後					変更理由	
資機材等		必要数	点検頻度	資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	
応急・復旧工具等 その他資機材	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	3式	1回/年	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	消石灰	10袋	1回/年	消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	消石灰散布機	2台	1回/年	消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	担架	2台	1回/年	担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能		
	除染用具 (ハンドブラシ等)	1式	1回/年	除染用具 (ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数		
	発電機	2台	1回/年	発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	電工ドラム	5台	1回/年	電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	照明装置	18台	1回/年	照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	チェンジングルーム (テント)	1式	1回/年	チェンジングルーム (テント)	1式	工場	1回/年	外観、員数		
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	1回/年	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数		
HF対応薬品	10式	1回/月	HF対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能			
消防用資機材・ 装備品 ( $UO_2$ 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	防火服	10着	1回/6月	防火服	20着	工場、事務所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器	10台	1回/6月	空気呼吸器	20台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	サーモグラフィ	1台	1回/年	サーモグラフィ	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能		
	消防自動車 (化学消防自動車) ※	1台	1回/年	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 (消火)可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	《代替品》 (消火)可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	車庫2	1回/年	外観、員数、機能		
	消火用水	320 $m^3$	1回/月	消火用水	320 $m^3$	工場構内	1回/6月	外観、員数		
	泡消火剤	100ℓ	1回/月	泡消火剤	500ℓ	車庫2	1回/月	外観、員数		
	防火服※	5着	1回/6月	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器※	5台	1回/6月	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具※	5台	1回/6月	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	資機材搬送車※	1台	1回/年	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	緊急搬送車※	1台	1回/年							
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年							
	泡消火剤※	1500ℓ	1回/月							

※：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。



加工施設保安規定新旧対照表 ( 68 / 68 )

現行	変更後					変更理由																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資機材等</th> <th>保有数 ※1</th> <th>保管場所※1</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">消防用資機材・ 装備品 (UF<sub>2</sub>及びHF 拡散抑制用の放 水含む)</td> <td>資機材搬送車</td> <td>1台</td> <td>再処理事業所</td> <td>1回/年</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>《代替品》 一般車両等</td> <td>1台</td> <td>再処理事業所</td> <td>1回/年</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急搬送車</td> <td>1台</td> <td>再処理事業所</td> <td>1回/年</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>《代替品》 一般車両等</td> <td>1台</td> <td>再処理事業所</td> <td>1回/年</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>1500%</td> <td>再処理事業所</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> </tbody> </table>					資機材等		保有数 ※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	消防用資機材・ 装備品 (UF <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放 水含む)	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	泡消火剤	1500%	再処理事業所	1回/月	外観、員数	
	資機材等		保有数 ※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容																																
	消防用資機材・ 装備品 (UF <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放 水含む)	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																
		《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																
		緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																
		《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																
泡消火剤		1500%	再処理事業所	1回/月	外観、員数																																	
<p>※1：保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。</p>																																						
<p>※2：廃棄物埋設施と一部を共用する。</p>																																						